

平成22年第1回竜王町議会定例会（第1号）

平成22年3月4日

午後1時00分開会

於 議 場

**1 議 事 日 程（1日目）**

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第 8号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 9号 竜王町職員の平成22年度における給与の特例に関する条例
- 日程第 5 議第10号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第11号 竜王町敬老祝金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第12号 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第13号 竜王町出産祝金支給条例を廃止する条例
- 日程第 9 議第14号 竜王町松陽台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第10 議第15号 竜王町総合庁舎周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第11 議第16号 平成21年度竜王町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第12 議第17号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 日程第13 議第18号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）
- 日程第14 議第19号 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議第20号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第21号 平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議第22号 平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第18 議第23号 平成21年度竜王町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議第24号 平成22年度竜王町一般会計予算
- 日程第20 議第25号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
- 日程第21 議第26号 平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)予算
- 日程第22 議第27号 平成22年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第23 議第28号 平成22年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第24 議第29号 平成22年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議第30号 平成22年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議第31号 平成22年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議第32号 平成22年度竜王町水道事業会計予算
- 日程第28 議第33号 近江八幡市及び竜王町子ども療育事業に関する事務の事務委託に関し協議することにつき議決を求めることについて
- 日程第29 議員派遣について



開会 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成22年第1回竜王町議会定例会を開会いたします。

会議に入ります前に町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 皆さん、こんにちは。平成22年竜王町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成22年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用の中をお繰り合わせの上ご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

啓蟄の時節となり、日一日と春めいてくることとは思われますものの、まだまだ肌寒い風の吹く、体調を崩しやすいときでございますが、議員の皆様にはご健勝にて、昼夜をわかつた議員活動にご専念をいただき、感謝を申し上げますとともに、平素は町政全般にわたりまして格別のご指導とご鞭撻を賜っておりますことに、改めまして衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、昨年8月に実施された衆議院議員総選挙で民主党が第一党に躍進し、続いて鳩山新政権が誕生したところでありますが、この5ヵ月間、国会での主たる論戦は、「国民の生活が第一」とうたっている新政権に期待を寄せる国民の思いとはかけ離れた内容が目や耳に入り、内閣支持率も30%後半にまで急落している実態であります。

また、我が国の経済動向を見てみますと、景気は持ち直してきていると見受けられますが、失業率が高水準にあり、雇用状況は悪く、依然として厳しい状況にあるとの経済基調判断がなされております。大手航空会社の経営破綻、また、自動車トップメーカーのリコール問題等は、日本経済の活動において大きなマイナスイメージ要素になっていることは否めません。それだけでなく国際競争力の低下が危惧されているときでありますので、政治面・経済面で、国民の信頼は言うに及ばず、全世界からも日本を見直してもらえる取り組みと対応を期待もされ、今後の推移を直視していく必要を感じるものであります。

県内におきましても、有効求人倍率が低迷し、中小企業の倒産件数も高水準という状況であります。平成22年度の県の予算編成取り組みの中で、緊急雇用創出事業臨時特例基金やふるさと雇用再生特別基金を有効に活用し、県の事業にお

いて1,980人の雇用を確保、市町の事業において2,280人の雇用を創出する方針が打ち出されておりますが、本町も県と連携の上、臨機の対応をいたしてまいりたいと考えております。

何度も申し上げますとおり、私は、雇用の安定こそが今、我が国の最重要課題ではないかと思えますし、収入の道がなくなったことにより生じているさまざまな社会問題を考え合わせますならば、「国民の生活が第一」のキャッチフレーズの中に、雇用問題をしっかりと位置づけていただきたいと願うものであります。

政局が落ち着かない、そしてまた経済状況も先行きが極めて不透明な中、竜王町の財政が急速に悪化いたしてまいりました。平成22年度予算編成作業において、概算要求時、収支差額が12億円以上になるとの数字を見た際には、一瞬、自分の耳と目を疑ったような有様でした。

振り返ってみますと、選挙戦を通じ住民の皆様にお伝えいたしてまいりました項目の中で声を大きくさせていただいたのが、「地方自治体の重要課題は財政の健全化であり、竜王町も将来を見据えた財政基盤を築き上げることが大切」と訴えてまいったところでございます。

就任させていただき、まず確認いたしましたものが町の行財政改革プランでありましたが、内容を見ますと、事業の見直しから人件費の抑制にいたるまで、こと細かに成文化されており、既に実行されつつある項目も目に入りましたが、うたい文句に終わっているのも否めないと判断させていただきました。その際、何もかも改めての取り組みではなく、既成のプランをもう一度原点に立ち戻って実施すればよいと思いましたが、現在はその必要性を強く認識いたしております。

もう1点であります、進行中の事業について、大きなプロジェクトを確認いたしましたところ、当時、まちづくり交付金事業が12億5,000万円の規模で進んでおり、平成24年度完了を目指す5年間の事業であることを知り得ました。既に日本経済の動向については、原油価格の動きが経済活動に大きく影響を及ぼしつつあるときでしたので、本事業に関しては25%程度、枠を縮小するよう指示をいたし、以後については税収の変動を見極めながら対処する必要性を感じておりましたが、日本の景気はどんどん冷え込み、未曾有の悪さとなったのは皆様ご承知のとおりであります。

平成21年度は、予算執行にあたり、執行残は保留すること、また、入札執行残も同様といたし、財政の運用と行政経営に努めてまいりましたが、平成21年

度においては、法人税過納分還付というような事態も生じ、当初予算対比で約2億円の減収となった次第であります。

平成21年度の財政健全化に向けた取り組みにおいては、平成20年度決算に基づく実質公債費比率が18.4%となり、竜王町は町債発行に際し、国・県の許可を求めなければいけない団体となり、早期に18%未満の数字にすることを最重点項目に掲げさせていただきました。かかる状況下で平成22年度の予算編成に取りかかかったところではありますが、先に申しましたとおり、概算要求にての12億円の収支不足に対応すべく、「すべてをゼロベースから」を基本とし、事業見直しのほか再編成の作業に入った次第でございます。

収支に大きな差が生じたのは、先日の全員協議会の席でも申し上げましたとおり、景気低迷による法人税収の減が1億4,900万円の減、同条件による企業設備投資が進まず、償却資産に伴います固定資産税が9,100万円の減、町たばこ税が地方税法の改正に伴い税収として見込めず2億8,000万円の減等々、合計して平成22年度当初予算に町税収入が4億5,600万円の大幅減となる見込みであることがその要因であります。

平成22年度一般会計当初予算額が47億4,200万円で、対前年比3.2%の減であります。この中には、新しく設けられた子ども手当と旧制度の児童手当との差額1億6,000万円が含まれており、これを差し引きいたしますと45億8,200万円となり、実質では前年対比6.4%の減と、超緊縮の予算となったところであります。

今回の予算編成作業において数字がくくられるに至りましたのが、職員組合との交渉を終結した2月19日でございます。全員協議会の席でご提言いただきましたとおり、区長会に引き続き住民説明会を3会場にて開催させていただき、あわせて観光協会・文化協会・商工会・体育振興協会をはじめとする各種団体への説明をさせていただきました。

おのこの説明会にて私がお話し申し上げている要点であります。1. 竜王町の財政状況をありのままの姿でお伝えすること、2. 急激な悪化に対して、竜王町の存続を最大の目標にしなければならないこと、3. 今のとき、竜王町の財政規模をしっかりと認識し、身の丈に合った予算にしなければならないこと、4. 痛み分けは、全町民の方に相応にお願いすること、5. 平成22年・23年の2年間を財政健全化に向けた町の最重点取り組みとすること。アウトレットパークの開業およびタウンセンター商業施設の進出に伴う収入見込みが2年後には予

測できることとなります。

先の区長会では、「町の財政も厳しくなっているのは薄々感じていましたが、説明を聞いてその内容がよくわかった。新年度の役員にもしっかりと説明しておきます」とのご意見を頂戴いたしました。また、観光協会からは「今の厳しいときに無理をして行事を行うことより、間を空けてやれるときに再開すればよいのであり、平成22年度の竜王町ふるさと夏まつりは中止」とする旨のご報告をいただきました。

そして、3月1日から3日までの3日間、現在の状況をお伝えする住民説明会を開催いたし、そこで「事業仕分けの作業には一般町民も参加して行うのがよい。今回の事業見直しでは、まだまだ甘いと言わざるを得ない」という厳しいご意見や、町内の雇用拡大を強くご要望いただいたところでございます。

いずれにいたしましても、竜王町の歩みの中にありまして、大変なときではありますが、足元をしっかりと見極め、不動の姿勢が保てるように進めてまいりますので、議員の皆様には格段のご指導とご鞭撻をお願い申し上げるところでございます。

なお、本定例会に提案申し上げます案件は、条例関係8件、平成21年度補正予算8件、平成22年度当初予算9件、規約制定1件の計26件であります。慎重なる審議を賜り、お認めを賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくようお願い申し上げます。

**○議長（寺島健一）** これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に、専決処分書および議会諸般報告書ならびに竜王町議会会議規則第119条の規定による議員派遣報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 1 会議録署名議員の指名**

**○議長（寺島健一）** それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、8番 若井敏子議員、9番 岡山富男議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第 2 会期の決定**

**○議長（寺島健一）** 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月25日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

これより、一般行政について町長より、また教育行政について教育長より、それぞれ方針表明の申し出がありますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

**○町長（竹山秀雄）** 平成22年度竜王町行政執行方針を申しあげます。

基本方針。本日ここに平成22年第1回竜王町議会定例会を開催し、提出いたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、新しい年度に向けた町政の執行について、その方針を申し述べます。

まずはじめに昨今の社会経済の状況であります。一昨年アメリカに端を発した金融資本市場の混乱は、信用収縮等を通じて实体经济に大きな影響を及ぼし、百年に一度と言われる世界的な経済危機に陥っており、いまだ景気の回復の兆しが見えない状況にあります。我が国においては、特に裾野の広い自動車産業の受ける影響が大きく、輸出の減少により雇用情勢が急激に悪化する中で、多くの派遣社員が職場を失うなど消費活動も停滞しており、景気はデフレ傾向へと進んでまいりました。

このことから、国においては平成21年度第一次補正予算として、経済危機対策関連経費として約1.5兆円を追加計上されました。この補正予算においては、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて積極的に経済危機対策に取り組めるよう、地方公共団体に向けても1兆円の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」および1.4兆円の「地域活性化・公共投資臨時交付金」が交付されることとなりました。

こうしたことから本町においても、約5,600万円を「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」として配分を受けたところでありますが、先の8月30日に執行されました衆議院議員総選挙において与野党が逆転し、民主党中心の連立政権が誕生いたしまして、第一次補正予算の執行の見直しと執行停止が行われることとなり、改めて「明日の安心と成長のための緊急経済対策費」として約7兆円

が第二次補正予算として新たに追加計上されました。このようなことから、我が国の景気動向も、少しではありますが回復の兆しが見えつつあるものの、依然として厳しい状況下となっております。

政府は、景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、平成21年12月8日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を着実に実施することとし、この平成21年度第二次補正予算および平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、景気が再び落ち込むことを回避しつつ、着実に回復させることとした将来の安定的な成長につながる予算としています。

「人間のための経済」を目指し、人の命を大切にし、国民の生活を守る政治を行うため、国民の暮らしを犠牲にしても経済合理性を追求するという発想をとらず、国民の暮らしの豊かさに力点を置いた経済・社会に転換をしていくこととし、平成22年度予算においては、子育て、雇用、環境および科学・技術に特に重点を置くこととされております。

次に、県予算の状況であります。平成22年度予算は景気の悪化の影響を大きく受けた法人二税等の大幅な減収に加えて、財政調整基金、県債管理基金といった財源調整的な基金の残高が合わせて50億円程度しかないこともあって、230億円の財源不足が見込まれるという、極めて厳しい中での予算編成となっております。

一般会計予算は4,946億円で、対前年度比1.9%の増と、国の経済危機対策への対応により3年ぶりの増となりましたが、景気低迷から県税収入は過去20年で最低となり、公共事業等の建設事業を大幅に抑え、全庁的にさらに歳出カットを進めても財政再建への道はなお厳しい状況と言われております。

本町におきましても、こうした内外のかつてない社会経済の急激な変化は例外なく町内企業の経済活動に大きく影響を与え、町財政に及ぼす予算編成の厳しさを肌身に感じながら、新しい年度への方針とともに、政策実現のための予算編成をさせていただきました。

まず、町内の状況を4点ほど述べますと、竜王町は未来への発展を秘めた県下でも有数のまちであります。第1に、本年7月には「三井アウトレットパーク滋賀竜王」が開業となり、現在、建物の概要もその姿を表わし、着々と準備が進められています。開業いたしますと県内外から年間約400万人のお客さまを迎えるとともに、約1,500人の新たな雇用を創出することとなります。

第2に、町の中心である総合庁舎周辺では現在、町で道路整備を進めており、

今後は商業施設の平成23年春の開業を目指し、造成および建築と進んでまいります。これにより、住民皆様の生活の一層の利便が図れるものと期待されます。

第3に、岡屋地先の県有地につきましても、滋賀県土地開発公社において1月30日から3月2日まで、工業団地造成に係る環境影響評価実施計画書の縦覧をされたところであり、平成21年度から22年度に環境影響評価、平成23年度から24年度には造成工事へと進み、早ければ平成25年度には分譲が予定される所であり、

第4に、平成22年度には第5次竜王町総合計画を策定させていただくこととなります。内外の変化や財政状況も見極めつつ、これまでのアンケートによりご意見をいただきました住民皆様の声を十分に反映させ、住民と行政がお互いにそれぞれの立場を認識し、新しい関係を築き上げながら、持続性のある住民のためのまちづくりの方針を策定してまいりたいと考えております。

これら述べました4つの事項は、まさに「未来に羽ばたく、夢と安らぎのあるまちづくり」のフレームが、着実に一步一步現実のものになりつつあると確信しております。

次に平成22年度の予算編成の方針であります。私は、住民の皆様との対話の中から、自立の道を選択いただいた住民の皆様の思いに根ざした政策が展開できるよう、引き続き「未来に羽ばたく、夢と安らぎのあるまちづくり」を将来に目指す指針として、①地域力、行政力を高め、地方分権時代に対応できるたくましいまちづくり、②「土産土法、地産地消」の農業に着目した、産業の振興を図る活力あるまちづくり、③少子高齢化時代に、共に支えあい、人を育て、安心の暮らしを実現する温もりのあるまちづくり、④まちを支える財政基盤の充実による揺ぎないまちづくり、⑤町民のみなさんと情報の共有を図り、町の未来をともに創造する協働のまちづくりの5本を柱として、行政運営に当たってまいりたいと考えております。

まず重要なことは、実質公債費比率が18.4%となったことに伴い、可能な限り早い時期に早期是正基準の18%未満にすることが最重点課題と考えます。昨年策定いたしました公債費負担適正化計画に基づき計画的に実施し、平成22年度および23年度の2カ年を重点的に財政健全化に取り組み、景気の動向に左右されない財政規模と体質づくりに努める所存です。そのために、これまで行政が行ってまいりました行政サービスの内容やあり方について、厳しく事務事業見直しを行うこととしております。

この結果、住民の皆様になたなご負担をおかけすることもあるかと存じますが、本町の持続ある発展および将来の新しい住民サービス提供への基礎固めとご理解くださるようお願い申し上げます。

平成22年度の具体的な事務事業につきましては次のとおりでありますので、今後の行政運営につきまして、変わらぬご支援とご協力をお願いする次第でございます。

施策の大綱は、安心して暮らせる安心・安全のまちづくり、快適でうるおいのある生活環境づくり、地域に活力を与えるたくましい産業づくり、健やかに暮らせる健康福祉のまちづくりと子育て支援、新しい時代を拓く人づくり魅力ある町づくり、生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり、行財政改革をすすめる揺ぎない町づくりであります。

施策の内容ですが、1. 安心して暮らせる安心・安全のまちづくり。安全のまちづくりのひとつとして、まず災害に対する対策があげられます。日本のみならず、世界中で幾多の大震災が発生する中、これまでの教訓からも災害への備えは怠ってはならないものであることから、平成22年度において、防災基盤整備事業の実施により、本町薬師地先に防火水槽の設置を支援します。

また、本町における児童・生徒の通学の際の安全対策として、県の緊急雇用創出特別対策事業を活用した学校安全推進員の設置および通学安全対策事業におけるスクールガードの設置を、平成21年度に引き続き実施します。

さらには、国において平成21年度に新たに消費者庁が設置されたことに伴い、国の地方消費者行政活性化交付金を活用し、各種消費者相談に関する情報の発信等住民に対する情報提供の拡充等に努めます。

地震を想定した実効ある防災訓練・救出訓練の実施、災害時のライフライン確保のため橋梁の点検調査の実施、児童・生徒の通学時における安全確保を目的とした学校安全推進員の設置、地域ボランティアによるスクールガードの定着化、各種消費者相談に関する情報の発信等住民に対する情報提供の拡充でございます。

2. 快適でうるおいのある生活環境づくり。生活環境の基盤整備に関する取り組みとして、平成22年度は、自治総合センター助成事業を活用した集会所の建築をはじめとするコミュニティ助成事業、墓地緑化等環境整備モデル事業により支援し、地域の活性化に努めます。

また、それぞれの地域を活性化させ、「自助・共助・公助」の実現に向けた主

体的な地域づくりを誘引するため、従前の「自ら考え自ら行う事業」をソフト事業重視の制度として一層特化させる形で機能させるとともに、その「地域づくり」の中核的な役割を担うための本町公民館の機能強化を目的とした公民館コンバージョン事業および関連事業、町内に新たにオープンする大型商業施設の設置に付随して、町の道路等ライフラインの機能強化および高齢者や子どもにやさしい公共交通対策に係る事業等について取り組みます。

さらに、平成21年度に引き続き県緊急雇用創出特別対策事業を活用し、道路・河川等の公共施設の適正管理等種々の事業において、地域における雇用の創出を図ります。

町公民館コンバージョン事業の実施、企業立地に付随した新たな町のライフライン等に関する機能強化、高齢者や子どもにやさしい公共交通対策の推進、篠原駅周辺都市基盤整備事業の計画的推進、本町における生活排水対策の推進に係る計画の策定、地域における新たな雇用の創出に係る取り組みの実施でございます。

3. 地域に活力を与えるたくましい産業づくり。本町は基幹産業を「農業」と位置づける中、今日までの発展および経過を踏まえつつ、いわゆる「土産土法」の理念のもとに、新たなメニューによる土産土法ビジネスサポート事業を展開し、JAや町内第三セクターとの連携を図る中で、「竜王ならではの」農業の振興に向けた取り組みを実施します。

また、商工振興対策事業の一環として、平成21年度において実施しましたプレミアム商品券発行事業補助を拡大実施することと併せて、町内に新規オープンする大型商業施設を活かし、町観光振興に向けた着地型旅行観光活性化プロジェクト事業を引き続き取り組みます。

さらに、平成21年度に引き続き県緊急雇用創出特別対策事業およびふるさと雇用再生特別推進事業を活用し、農繁期における農作業サポート支援業務および道の駅竜王かがみの里における観光案内業務を実施し、地域の新たな雇用の創出に向けて取り組みます。

土産土法ビジネスサポート事業の推進、小口簡易資金融資事業による中小企業および事業者の育成支援、町商工会および町観光協会を通じた町内商工業および観光業の振興、プレミアム商品券発行事業補助の拡大実施、着地型旅行観光活性化プロジェクト事業による観光振興、アグリサポート支援事業の実施、道の駅竜王かがみの里における観光案内事業の実施でございます。

4. 健やかに暮らせる健康福祉のまちづくりと子育て支援。我が国全体の課題

となっている少子高齢化問題については、大変大きな課題ではあるものの、本町においても持続的かつ安定的な町政運営を考えるうえでも主要施策のひとつとなるものです。併せて、セーフティネットとしての機能を果たしていることにも留意する必要があります。

このため、健康寿命の伸長を明確な目標に掲げ、健康の維持増進・予防・医療・介護・年金等の社会システムを持続的かつ総合的に機能させるとともに、少子化の流れの中で、本町において産声をあげてくれた大切な子どもたちが、それぞれの個性に合わせて健やかに成長できる環境づくりが重要です。

本町がこれまで取り組んできている各事業を一層効果的に実施する中で、「選択と集中」また「負担の公平性」の考え方のもとに、一層の住民の福祉の増進に努めます。

いきいき百歳筋力アップ事業の実施、国の子ども手当制度創設に伴う子ども手当の支給、子育てボランティア養成講座の実施、地域における自殺対策の拡充に向けた相談機能の向上に係る事業および研修会の実施、健康増進事業の実施、肺炎球菌ワクチン予防接種費助成モデル事業の実施、町立幼稚園における試行的預かり保育事業の実施でございます。

5. 新しい時代を拓く人づくり魅力ある町づくり。時代の潮流に的確に対応し、人々が住みよい魅力あるまちづくりをめざすためには、百年の大計といわれる人づくりが何よりも重要な要素であります。

たくましい人づくりとともに、人々が共に支えあい、男女が共同して参画できる生涯学習社会の構築をめざし、引き続き教育環境の整備充実に努めますが、学校教育および生涯学習については、教育長より「教育行政基本方針」で詳細に説明いたします。

すこやか支援員の設置、問題を抱える子どもの自立支援事業の実施、別室登校対応指導員の配置、スーセーマリー市からの中学生派遣使節団の受け入れ事業の実施、武道交流会館の新設に係る施設の管理運営、学校給食地場農畜産物利用拡大事業の実施でございます。

6. 生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり。今日まで継承されてきた豊かな文化遺産を大切に保全するとともに、平成22年度に実施する公民館コンバージョン事業により公民館の機能強化を図り、文化活動をはじめとする地域住民の主体的な活動の実現に向けた取り組みおよび個性豊かな薫り高い文化の醸成に資するための取り組みを実施します。

また、開館から10年の節目を迎える町立図書館において、年間を通して記念行事を開催し、住民が図書へ親しむ機会の創出を図ります。

平成22年度においては、第54回滋賀県人権教育研究大会が蒲生郡で開催されることから、同大会の開催を通して本町における人権意識の高揚に資する取り組みを実施します。

第54回滋賀県人権教育研究大会の開催、公民館コンバージョン事業による町公民館の機能強化、指定文化財の保存活用ならびに啓発活動の推進、妹背の里をはじめとする文化関連公共施設の有効活用、文化関係団体の育成、町立図書館開館10周年記念行事の実施でございます。

7. 行財政改革をすすめる揺ぎない町づくり。今日の右肩下がりの社会経済にあっては、さらなる分権社会の進展が図られる中、これまでのような上下の関係による国と地方の形から、各自治体が自らの判断で種々の地域課題に対する政策を実施するいわゆる地方政府のような存在への変化が求められています。これの実現に向けては、職員の一層の専門化および安定した行財政運営はもとより、厳しい行財政改革を実施し、住民も含めた自治体自身に変化する必要があります。

景気の動向にも配慮しつつ着実な行財政改革を進めるため、各事務事業については、平成21年度に引き続いて評価を実施するとともに、着実に行財政改革を実施し、地域住民と行政がそれぞれの役割について「自助・共助・公助」の考え方のもとで、「住民自治」および「団体自治」の実現に向け地域自らが主体となる協働のまちづくりを中心とすることを基本的な視点に置き、町行政の各分野における個々の事業執行に努めます。

特に、第5次竜王町総合計画の策定にあっては、限りある財源を有効に活用することを基礎に「未来に羽ばたく 夢と安らぎのあるまちづくり」計画となるよう慎重に取り組んでまいります。

項目といたしましては、総合基本計画審議会の開催、第5次竜王町総合計画の策定、教育委員会事務点検評価事業、行財政改革に向けた取り組みの実施。以上でございます。

**○議長（寺島健一）** 岡谷教育長。

**○教育長（岡谷ふさ子）** 平成22年度竜王町教育行政基本方針を述べます。

竜王町教育行政基本方針。国は、改正教育基本法の理念を具体的に実現するため、平成20年度から10年間を通じて目指すべき教育の姿を見据えた上で、5年間を期間とする教育基本法第17条に基づく「教育振興基本計画」を初めて策

定するとともに、国の未来を切り開く教育の振興に社会全体で取り組んでいく必要性を強調しています。

このことは、知識基盤社会の進展や国内外における競争の激化など、社会が大きく変化していく中で、幸福で充実した生涯の実現や国際社会への貢献など、未来に向けて目指す豊かな社会づくりの礎は「人づくり」すなわち教育であることをうたい、「教育立国」を宣言したものです。

また、改正教育基本法においては、「人格の完成」が生涯にわたる学習目標として位置づけられ、そのことは、幼児期の教育から始まり、それぞれの発達段階において、常に求められる人格形成を目指すこと、つまり生涯にわたる学習を基盤に据えた取り組みが重要であると強調されています。

さらに、学校の教育課程を具体化する新学習指導要領では、引き続き「生きる力」をはぐくむため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のもと、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、さらには道徳教育や体育などの充実による豊かな心や健やかな体の育成が重視されています。

さて、「緑と文化の町」を標榜し、自然や伝統文化を大切にしながら農業と工業の調和も図りつつ発展してきた竜王町ではありますが、平成22年度には、そのことに加えて商業との新たなコラボレーションが創出され、今までにない人の流れが起きようとしています。

国において「教育立国」宣言がされ、町においては新たなまちづくりの気運が生まれようとしているこのときにあたり、改めて竜王町の緑と文化のまちづくりについて問いかけ、次代にむけて継承すべき大切なものが何であるのかをお互いに共有しつつ、新たに策定される第5次総合計画にあっても、「まちづくりは人づくりから」という崇高な理念を引き継ぎ、実現していくことが重要であると言えます。

竜王町教育委員会は、以上の教育理念に基づき教育のあるべき姿を求め、「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を基本方針とし、関係教育機関等との密接な連携のもと、町民の理解と協力を得ながら、積極的に教育施策を推進していきたいと考えております。

教育行政の基本方針。「竜王町の未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を掲げております。平成22年度重点施策につきましては、5つの重点目標のもとに数点の重点施策を設定いたしております。

生きる力をはぐくむ学校・園教育の推進。重点施策として、地域に開かれた特

色ある学校・園づくりの推進、確かな学力の育成と個性を伸ばす創意ある教育の推進、道徳教育の充実、特別支援教育の充実、教職員の資質向上と専門性の発揮・教育環境の整備と充実、子どもの安全対策の充実であります。

次に、「田園文化が薫る交竜の郷」の実現をめざす生涯学習の推進。生涯学習施策の総合的な推進、新たに、公民館コンバージョンを踏まえた生涯学習支援体制の整備と充実、学習機会の充実と読書活動の推進、社会教育団体活動および地域づくり人材の育成と指導者の養成、豊かな文化財や伝統文化の保存と活用。

次に、人権尊重のまちづくりをめざす人権教育の推進。人権文化の構築をめざしたまちづくり、人権啓発の指導者の育成と資料の整備、人権意識の高揚に向けた効果的な推進方法の研究、新たに、滋賀県人権教育研究大会の開催。

続きまして、健康で心のかよう生涯スポーツ・レクリエーションの推進。スポーツ・レクリエーションの振興と推進体制の充実、スポーツ・レクリエーション活動の充実、新たに、武道交流会館を始めとした体育施設の利活用の向上、各種スポーツ大会の開催および支援、各種体育団体の組織強化と活動支援。

5点目、子育て支援の充実と未来を支える青少年の健全育成。子育て支援の推進と家庭および地域の教育力の向上、教育相談活動の充実、青少年活動の支援と社会参加の促進、青少年の健全育成を目指す諸機関の連携と活動推進であります。

続きまして、重点目標・重点施策につきましては、ポイントとなる項目につきまして述べさせていただきます。

#### 1 生きる力をはぐくむ学校・園教育の推進。

(1) 幼稚園教育。幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、遊びを通して学んでいく幼児期の特性を踏まえ、幼稚園では一つ一つの遊びから様々なことを学ばせていきます。そのため、早い時期から子どもたちに社会性を身につけさせるため、3歳児から保育を行い、その成果が現れてきています。今後は、さらに幼稚園教育全体の充実を図ると共に、家庭や地域との連携を深めながら、幼稚園教育要領に基づき遊びや体験をとおして、発達段階に応じた基本的な生活習慣や豊かな感性と道徳性の芽生えを培うことを重視した教育を推進します。

また、昨年度より試行実施した「預かり保育」については、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう子育て支援を軸に指導体制・内容を一層充実し、今後の完全実施に向けて推進していきます。

(2) 学校教育。新学習指導要領への移行期であり、特に、小学校においては

今年度が移行措置の最終年度であることを踏まえ、新課程に円滑に移行できるよう、内容の前倒しや先行実施を周到に行い、また、教材・教具等の整備や体制づくりに努めます。新学習指導要領の重点である言語活動や理数教育、外国語教育、道徳教育、体育等の充実を通し、これまで以上に、子どもたちの「生きる力」である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に努めます。

中でも「確かな学力」については、基礎・基本の着実な定着を図り、体験活動を重視した学習指導の充実により、自ら学び考え、意欲的に学習に取り組み、主体的に判断し行動できる教育を推進します。子どもたちの「確かな学力」の向上に向け、学力調査等を有効に活用し客観的に把握・分析を行い、授業改善を推進します。同時に、整備されたICT環境を活用した情報教育や国際理解教育をさらに充実させる中、よくわかる授業づくりの創造を通して基礎学力の向上と共にコミュニケーション能力の育成を図ります。

また、学習の基礎となる読書活動の推進を図るため、学校図書館の蔵書冊数をはじめとした読書環境の充実を進め、朝読書や読書活動を奨励推進し、豊かな創造性を育む読書指導に努めます。学校図書館と町立図書館の連携強化を一層図り、町立図書館の効果的な活用を図ります。

子どもたちの生活習慣の確立や家庭学習の習慣化については、発達に応じた集団との関わりを重視した中で進め、個々の子どもの「知りたい」「やってみたい」という知的欲求や行動意欲を引き出す指導を行い、同時に、PTAとの連携強化を通して取り組みます。

さらに、「豊かな心」をはぐくみ、「健やかな体」を育成する教育の充実にも努めます。そのためにまず、各教科や特別活動等における体験的な学習の充実を通して豊かな人間性と社会性をはぐくむことを重視し、特に、道徳教育については、各学校における道徳教育推進教師を中心とした、校内研修会や授業研究会の取り組みを充実し、体験活動を生かす道徳の時間の工夫や魅力的な教材の開発と活用に努め、児童生徒の心に響く道徳の授業を通して人間としての生き方を探求する心の教育を推進します。

続きまして、(6) 教育環境の整備と充実。大きな課題のひとつといえる竜王小学校をはじめとした老朽化している施設等の整備については、教育環境の充実に向けて、今後も継続して計画的な環境整備を図り教育力の向上を目指します。

続きまして、(8) 子どもの安全対策の充実。「自らの命は自ら守る」を基本に、自然災害や交通事故、不審者に備えての安全教育の推進と安全意識の高揚に努め、

ソフト、ハードの両面から学校、家庭、地域が連携し、安全で安心な学校・園づくりを推進できる環境整備の充実に努めます。

また、地域の方々と連携して昨年度に一新し、同時にその強化を行った「スクールガード」体制については、今年度もさらに拡充に努めます。そして、「こども110番」体制の機能強化にも取り組み、子どもたちの安全確保に一層努め、学習に専念できる環境を整備します。さらに、学校（園）を始め地域社会も一体となって、子どもたちはもとよりすべての住民にとって安全で安心な社会を構築していきます。

## 2 「田園文化が薫る交竜の郷」の実現をめざす生涯学習の推進。

(1) 地域の現状を踏まえた生涯学習の推進。教育基本法の改正で明確となった生涯学習の理念を踏まえ、本町においても個人・社会の要請や今日的なさまざまな地域課題等について、教育行政・社会教育施設・学校園・地域住民が相互の連携を図り、それぞれの特性を活かした効果的な学習活動や取り組みを進め、そのことを「地域の活性化」につなげることが重要です。

このことから、これまでの事業や取り組みを検証し、その成果を見極めつつ、今日の大きな社会変化に的確に対応できるよう「生涯学習基本構想」を作成し、5年・10年後を見据えた本町の生涯学習社会づくりを進めます。

また、個人での学習が趣味・教養に留まることなく、その成果が広く公共に還元され、それが評価されることや、「環境・人権・子育て」等の現代的課題について、地域住民が主体的に「学び・実践し・解決する」等のまちづくり活動の拠点として公民館が機能することをめざして施設活動のハードおよびソフト事業の充実強化を図り、公民館コンバージョン事業を推進します。

これらの対応と併せ、生涯学習活動にかかる情報収集と提供や「地域づくり」に視点を当てた多様な人材育成と活動支援を行います。

次ページをお願いします。

## 3 人権尊重のまちづくりをめざす人権教育の推進。

(1) 学びの場としての滋賀県人権教育研究大会の開催。本年度は「滋賀県人権教育研究大会」が蒲生郡で開催され、当町がその現地事務局を担うこととなります。この研究大会の開催当日はもとより事前取り組みの中で、学校教育・社会教育の両面にわたって研究を深めていきます。その研究課題は次の5点です。

1 差別の現実から深く学び、人権課題を明らかにする。2 人権教育の内容を豊かにする。3 違いや多様性を尊重し、共生教育の推進と共生社会の実現を

図る。4 進路保障・学力保障の取組みを進める。5 人権文化に満たされた社会を創造する。

とりわけ、まちづくりの基本理念に「人権尊重」を掲げている本町では、この研究大会に積極的に参加し学ぶ中で、竜王町が今日まで推進してきた人権・同和教育や啓発を点検する絶好の機会と捉えます。

そして、成果は何か、残された課題は何かを明らかにし、今後の取組みに活かしていきます。

そのために、学校・園・行政はもとより、多くの町民の参加を促す中でこの研究大会に学ぶことの大切さを訴えていきます。

次ページをお願いいたします。

#### 4 健康で心のかよう生涯スポーツ・レクリエーションの推進。

(1) 生涯スポーツの振興。スポーツは、人生を豊かにし充実したものにすると共に、健康でいきいきと暮らすための源であり、活力ある地域社会の形成につながる等、町民が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義があります。

このため、子どもから高齢者まで、広く主体的に町民がスポーツ活動を通しての健康づくりにつながるよう竜王町に相応しい「生涯スポーツ振興計画」を立て、町民の豊かなスポーツライフの実現をめざし取組みを進めます。

#### 5 子育て支援の充実と未来を支える青少年の健全育成。

(1) 環境の変化への対応と家庭や地域の教育力向上による健全育成の推進。社会情勢の変化により住民の連帯意識の希薄化や核家族化が進んでいますが、どんな時代にあっても、いかに生活様式が変わっても、家庭は団らんのものであり、子育ての場であることに変わりなく、子どもが安心できる居場所づくりに努めなければなりません。このため、親子の会話や家族とのふれあいが大切にされ、年齢に応じたしつけが行なわれるよう、基本的な生活習慣や社会のルール、マナーを身につけた心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

また、少子化や核家族化が進む中、健全育成は家庭にのみ求めることなく、地域の子どもたちは地域で守り育てることが一層重要です。

今後、竜王インターチェンジ地先へのアウトレットモールおよび役場周辺に大型商業施設の立地が見込まれ、青少年を取巻く環境が大きく変化すると考えられることから、関係機関と連携を図り、青少年健全育成の輪を一層強化します。

以上の重点目標における重点施策の具体的努力事項につきましては、次のペー

ジから具体的にそれぞれにあがっておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で、平成22年度竜王町教育行政基本方針の説明を終わります。

○議長（寺島健一） 以上で、一般行政執行方針ならびに教育行政基本方針の表明を終結いたします。

この際申し上げます。ここで午後2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

|       |       |                                      |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第 3 | 議第 8号 | 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例      |
| 日程第 4 | 議第 9号 | 竜王町職員の平成22年度における給与の特例に関する条例          |
| 日程第 5 | 議第10号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 6 | 議第11号 | 竜王町敬老祝金条例の一部を改正する条例                  |
| 日程第 7 | 議第12号 | 竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例               |
| 日程第 8 | 議第13号 | 竜王町出産祝金支給条例を廃止する条例                   |
| 日程第 9 | 議第14号 | 竜王町松陽台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例     |
| 日程第10 | 議第15号 | 竜王町総合庁舎周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  |
| 日程第11 | 議第16号 | 平成21年度竜王町一般会計補正予算（第9号）               |
| 日程第12 | 議第17号 | 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号） |
| 日程第13 | 議第18号 | 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議第19号 | 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）       |
| 日程第15 | 議第20号 | 平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）          |
| 日程第16 | 議第21号 | 平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）           |
| 日程第17 | 議第22号 | 平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）        |

|         |          |                                                          |
|---------|----------|----------------------------------------------------------|
| 日程第 1 8 | 議第 2 3 号 | 平成 2 1 年度竜王町水道事業会計補正予算（第 3 号）                            |
| 日程第 1 9 | 議第 2 4 号 | 平成 2 2 年度竜王町一般会計予算                                       |
| 日程第 2 0 | 議第 2 5 号 | 平成 2 2 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）<br>予算                     |
| 日程第 2 1 | 議第 2 6 号 | 平成 2 2 年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）<br>予算                     |
| 日程第 2 2 | 議第 2 7 号 | 平成 2 2 年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算                               |
| 日程第 2 3 | 議第 2 8 号 | 平成 2 2 年度竜王町学校給食事業特別会計予算                                 |
| 日程第 2 4 | 議第 2 9 号 | 平成 2 2 年度竜王町下水道事業特別会計予算                                  |
| 日程第 2 5 | 議第 3 0 号 | 平成 2 2 年度竜王町介護保険特別会計予算                                   |
| 日程第 2 6 | 議第 3 1 号 | 平成 2 2 年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算                                |
| 日程第 2 7 | 議第 3 2 号 | 平成 2 2 年度竜王町水道事業会計予算                                     |
| 日程第 2 8 | 議第 3 3 号 | 近江八幡市及び竜王町子ども療育事業に関する事務の事務委<br>託に関し協議することにつき議決を求めることについて |

○議長（寺島健一） 日程第 3 議第 8 号から日程第 2 8 議第 3 3 号までの 2 6 議案一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま一括上程いただきました議第 8 号から議第 3 3 号までの 2 6 議案につきまして、順を追って提案理由を申し上げます。まず、議第 8 号から議第 2 3 号までの 1 6 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第 8 号、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、労働基準法の一部を改正する法律が平成 2 0 年に公布され、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行されますことから、これを踏まえ平成 2 1 年 8 月 1 日に人事院は、職員の特に長い超過勤務を抑制し、超過勤務を命ぜられた職員に休息の機会を与えるため、月 6 0 時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合を上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務を要しない日または時間を指定することができる超勤代休時間を新設する内容の人事院勧告をされました。

このことから国においては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律を同年 1 1 月 3 0 日に公布し、同法の中で、地方公務員法の一部改正が行われました。

人事院勧告および法改正の趣旨を受けて、月 6 0 時間を超える時間外勤務に係

る時間外勤務手当の支給割合を100分の150に、また、深夜時間帯の支給割合を100分の175にそれぞれ引き上げるとともに、当該支給割合の引き上げ分の支給に代えて、正規の勤務時間においても勤務を要しない日または時間を指定することができる時間外勤務代休時間の新設等に係る例規整備が必要となりましたので、竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例および竜王町職員の給与に関する条例の一部改正をするものでございます。

また、育児短時間勤務を行っている職員についても同様の取り扱いをする必要があることから、竜王町育児休業等に関する条例の一部改正をするものでございます。

併せて、竜王町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましても、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関し、その活動ができる期間として、新たに「時間外勤務代休時間」を加えるものでございます。

次に議第9号、竜王町職員の平成22年度における給与の特例に関する条例につきましては、平成22年度予算編成を行うにあたり、過去に例を見ない大幅な税収の減収が見込まれ、緊縮型の予算編成とし、財政健全化に向けた取り組みが必要となったことから、住民サービスの低下を極力避けるよう、事務事業の見直しと併せて、職員の人件費の削減を行うことといたしました。

職員の給与は、竜王町職員の給与に関する条例に規定されておりますが、今回の特例措置は財政健全化による時限的なものと位置付けるため、特別に条例を制定し、例外規定により各種手当の削減を行うことといたしました。

削減の主な内容といたしましては、管理職手当の30%を削減、地域手当の支給停止、週休日に係る時間外勤務手当の振替分以外を支給停止、12月期における期末手当に係る期末手当基礎額に乗じる率「100分の150」を「100分の130」とするものでございます。

次に議第10号、竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会において策定されました「さらなる権限移譲基本計画」に基づき、平成22年4月に滋賀県から竜王町に事務処理の権限移譲が予定されております砂利採取計画に関する事務および屋外広告物に関する事務をとり行うことに伴い、それぞれ必要な手数料を徴収し、それに係る手数料を定めるため条例の一部改正をするものでございます。

主な内容といたしましては、まず屋外広告物に関する事務については、許可申

請に係る事務を行うことにあたり、看板・広告板・はり紙等これらに類する広告物や掲出物件について、それぞれ面積や数量に応じて金額を定め、許可申請手数料を徴収するものでございます。

次に、砂利採取計画の認可申請に関する事務については、河川区域等に関するものを除く区域における砂利採取の計画について、あらかじめ滋賀県新産業振興課にて登録された砂利採取業者が、採取計画の認可申請や変更申請を行う際、審査手数料として業者から徴収するものでございます。

河川区域に関する砂利採取計画については、従来どおり滋賀県河港課が事務処理し、河川区域以外で概ね直径30cm以上の岩石採取についても、従来どおり滋賀県砂防課が取り扱うこととなります。なお、手数料の区分および額につきましては、滋賀県条例および権限移譲を受ける他の市町条例に準拠していることを申し添えます。

次に議第11号、竜王町敬老祝金条例の一部を改正する条例につきましては、我が国は今日までめざましい経済の発展をとげ、世界に誇り得る長寿国となりました。毎日を安心して暮らすことができますことは、多年にわたり地域社会の進展に寄与していただきました高齢者皆様のたゆまぬ努力の賜物と、感謝をいたしているところであります。

本町におきましては、このような多年にわたり地域社会の進展に寄与されました高齢者の皆様に対して敬老の意を表すため、昭和46年9月に敬老年金条例を制定し、その後、敬老祝券支給条例、平成4年3月には百歳年金条例、また平成18年4月には敬老祝金条例にと改正を行いながら、時代の流れに適合するうえでは少子高齢化対策に方向転換をすることが余儀なくされ、少子化対策や児童育成の財源に振り替えとさせていただき、人生の節目である満88歳・99歳・100歳の高齢者を支給対象者として、長寿のお祝いをしてまいりました。

高齢化の進捗は、平成18年当時と比較いたしますと、65歳以上の人口は2,330人から2,443人と113人増加し、高齢化率は17.7%から18.3%と0.6ポイントの増加、うち75歳以上の人口は1,184人から1,247人と63人の増加となっております。

このように、今後もますます高齢化が進むことが予測され、より一層厳しい財政運営が見込まれますことから、持続性のある条例に見直す必要がありますので、88歳に係る敬老祝金の減額および99歳に係る敬老祝金の支給を削るものでございます。

しかしながら、長寿社会を祝う気持ちと町の発展にご尽力をいただいたご労苦に対する感謝を失うことのないよう、町民の敬老意識の高揚を図り、高齢者福祉の増進に努める所存でありますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

なお、平成22年度につきましては、99歳に係る敬老祝金の支給対象者がおられないことを申し添えます。

次に議第12号、竜王町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、福祉医療費助成制度について、住所地特例制度を導入するものでございます。

現在、福祉医療費の助成は、対象者の居住地の市町が行うことになっておりますことから、障がい者施設が偏在する市町と障がい者施設がない市町との福祉医療費の負担の公平を図るため、住所地特例の制度を本年8月1日から滋賀県下一斉に導入するものでございます。

住所地特例とは、社会保険制度において、被保険者等が住所地以外の市区町村に所在する介護保険施設等に入所した場合、住所を移す前の市区町村が引き続き保険者となる特例措置でございます。

福祉医療費助成制度における住所地特例は、滋賀県の福祉医療制度の対象となる重度心身障がい者、重度心身障がい児ならびに重度心身障がい老人の方が、障がい者支援施設等に入所し、その施設のある市町の区域内に住所を変更した場合、住所を移す前の市町がその方に対する福祉医療費の助成を行うものでございます。なお、本制度施行までに、すでに該当施設に入所しておられる方についても住所地特例を適用することといたします。

次に議第13号、竜王町出産祝金支給条例を廃止する条例につきましては、少子化対策の一環として、平成16年4月1日から出産祝金を一時金として支給しているものでありますが、近年の出産件数では、平成18年度94件、平成19年度127件、平成20年度112件、平成21年度見込みで100件となっております。

このように、出生件数としては漸減傾向であるものの、一概に出生件数のみで効果的な事業かどうかを判断することは非常に難しいものと考えてはおりますが、昨今の厳しい財政事情と併せて、時代に適合した効果的な子育て支援対策に転換する必要等、総合的に勘案し、この条例を廃止することと判断したものでございますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

なお、今年度末をもって条例の廃止をお願いいたしますが、付則に、経過措置

として廃止前に条例第3条の規定による対象者になった場合で、その支給を受けていない者に対する出産祝金の支給につきましては、廃止前の条例を適用し支給することといたします。

次に議第14号、竜王町松陽台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定により定めた地区計画の区域内における建築物の敷地、構造および用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的としております。

この建築基準法第68条の2第1項の規定により定めた地区計画は、従来の都市計画が都市計画区域全体を見て定められていたのに対し、地区単位をまちづくりの区域として設定し、まちづくりの方針を定め、地区内に制限を加えて形態の制限を行い、道路・公園等の地区施設を配置して、地区レベルの細かな計画を策定することとしています。

今回制定いたします竜王町松陽台地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、市街化調整区域における開発にあたり、建築物の用途の混在化を防止した良好な地区を形成するために、条例制定をお願いするものでございます。

条例の主な内容につきましてご説明申し上げます。

第1条では条例の目的を、第2条では用語の定義を、第3条では適用区域を規定し、松陽台地区において地区整備計画が定められている区域に適用することとします。

第4条では建築物等の用途の制限を、第5条では建築物の容積率の最高限度を、第6条では建築物の建ぺい率の最高限度を規定しております。

第7条では建築物の敷地面積の最低限度を、第8条では壁面の位置の制限を、第9条では建築物の高さの最高限度を、第10条では垣またはさくの構造の制限を規定しております。

第11条では、規則委任を規定しております。

第12条では罰則を規定し、第4条から第10条までの規定に違反した建築物の建築主、所有者等に50万円以下の罰金を処するとしております。

第13条では、両罰規定を定めております。なお、罰則規定を設けるにあたりまして、大津地方検察庁と事前に協議を行い、罰則規定だけにかかわらず条例全体を審査していただいた結果、適正であると回答をいただいておりますことを申

し添えます。

次に議第15号、竜王町総合庁舎周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定により定めた地区計画の区域内における建築物の敷地・構造および用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的としております。

この建築基準法第68条の2第1項の規定により定めた地区計画は、従来の都市計画が都市計画区域全体を見て定められていたのに対し、地区単位をまちづくりの区域として設定し、まちづくりの方針を定め、地区内に制限を加えて形態の制限を行い、道路・公園等の地区施設を配置して、地区レベルの細かな計画を策定することとしています。

今回制定いたします竜王町総合庁舎周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、市街化調整区域における開発にあたり、建築物の用途の混在化を防止した良好な地区を形成するために条例制定をお願いするものでございます。

条例の主な内容につきましてご説明申し上げます。

第1条では条例の目的を、第2条では用語の定義を、第3条では適用区域を規定し、総合庁舎周辺地区において地区整備計画が定められている区域に適用することとします。

第4条では建築物等の用途の制限を、第5条では建築物の容積率の最高限度を、第6条では建築物の建ぺい率の最高限度を規定しております。

第7条では建築物の敷地面積の最低限度を、第8条では壁面の位置の制限を、第9条では建築物の高さの最高限度を、第10条では垣またはさくの構造の制限を、第11条では既存の建築物に対する制限の緩和を規定しております。

第12条では規則委任を規定しております。

第13条では罰則を規定し、第4条から第10条までの規定に違反した建築物の建築主・所有者等に50万円以下の罰金を処するとしております。

第14条では両罰規定を定めております。なお、罰則規定を設けるにあたりまして、大津地方検察庁と事前に協議を行い、罰則規定だけにかかわらず条例全体を審査していただいた結果、適正であると回答をいただいておりますことを申し添えます。

次に議第16号、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第9号）につきまし

ては、現在お認めをいただいております補正予算（第8号）までの予算額が53億9,260万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2億1,840万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,100万円といたしたいものでございます。

今回の補正予算につきましては、年度末を迎え、各事業費・事業量の確定ならびに節減に努めてまいりました結果、国・県負担金や補助金などの歳入ならびに歳出予算の調整をさせていただくものや、国の二次補正予算によって財政措置されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した公共施設等の改修事業費の増額、退職職員にかかる退職手当組合への差額負担金の増額、介護保険特別会計への繰出金、平成22年度から施行されます子ども手当にかかるシステム導入経費の増額、繰上償還を行うための償還金利子の増額、補償金の減額などがございます。

また、町税につきましては、法人町民税・町たばこ税について減額、個人町民税・固定資産税については増額をさせていただくものでございます。

また、新型インフルエンザにかかる一般会計所要額分の国保施設勘定会計からの繰入、東近江行政組合からの中部ふるさと基金の出資金返還金、土地開発基金の繰入をそれぞれ増額し、財政状況の大変厳しい折でございますので、翌年度以降への財源留保のため財政調整基金への積み立てを行うものでございます。

さらに、年度末を迎え各事業の進捗状況を見ますと、一部の事業におきまして遅延いたしておりますものが見受けられますことにより、翌年度に繰り越して執行させていただきたく繰越明許費の措置をお願いすることと併せまして、債務負担行為および地方債の変更につきましても補正措置をお願いするものでございます。

次に議第17号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算第3号までの予算額が9億9,599万円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ2,309万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,908万円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、決算見込みにより保険給付費の一般被保険者療養給付費が1,877万2,000円、退職被保険者等療養給付費が1,237万8,000円、退職被保険者等療養費が15万5,000円、一般被保険者高額療養費が699万9,000円、退職被保険者等高額療養費が

89万7,000円のそれぞれ増額、一般被保険者高額介護合算療養費が80万円、退職被保険者等高額介護合算療養費が49万円、葬祭費が30万円、出産育児一時金が264万円のそれぞれ減額でございます。

額の確定により、共同事業の拠出金の高額医療費共同事業拠出金が652万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金が186万円のそれぞれ減額でございます。

決算見込みにより、保健事業費の特定健康診査等事業費が203万1,000円、保健衛生普及費が94万5,000円の減額でございます。

歳入では、決算見込みにより国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税が1,627万4,000円の減額、退職被保険者等国民健康保険税が856万9,000円の増額でございます。

国庫支出金の療養給付費等負担金が1,673万7,000円、財政調整交付金が329万2,000円のそれぞれ増額でございます。

療養給付費等交付金が335万6,000円の増額、前期高齢者交付金が1,440万2,000円の減額でございます。

県支出金の財政調整交付金が331万5,000円の増額、高額医療費共同事業費拠出金の確定により高額医療費共同事業負担金が76万6,000円の減額でございます。決算見込みにより、共同事業交付金が985万3,000円の増額でございます。

一般会計繰入金につきましては、決算見込みにより保険基盤安定繰入金が174万の増額、出産育児一時金繰入金が164万円の減額、財政安定化支援事業繰入金が54万1,000円の増額でございます。

次に議第18号、平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第3号）までの予算額が医科9,408万6,000円、歯科5,526万1,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ医科417万3,000円を追加し、歯科110万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ医科9,825万9,000円、歯科5,415万2,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、医科につきましては、歳入では診療収入、財産収入の減額、事業勘定からの繰入金の増額、財政調整基金からの繰入金の減額、前年度繰越金の増額でございます。

歳出では、主に決算見込みにより医薬品衛生材料費に不足が見込まれることから医薬材料費の増額、財政調整基金積立金を増額、諸支出金は、医科診療所を受託医療機関として新型インフルエンザワクチンの集団接種事業を実施しましたが、本事業の実施にあたり一般会計において要した経費について本事業を精算することにより一般会計に充当いたしたく、一般会計繰出金の増額でございます。

歯科につきましては、歳入では診療収入、財産収入および財政調整基金からの繰入金の減額、前年度繰越金の増額、諸収入の減額でございます。

歳出では、額の確定により、医療用機械器具費の備品購入費の減額、財政調整基金積立金の減額をいたしたいものでございます。

次に議第19号、平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの予算額が1,684万5,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ439万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,245万3,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳出では、医療給付費、医療費支給費について精査をいたしまして、医療諸費を最終調整させていただいたものでございます。過年度の第三者納付金の精算により、償還金利子及び割引料が254万3,000円の増額でございます。

歳入では、医療の負担割合で精査をいたしまして、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金のそれぞれ減額し、前年度繰越金の増額でございます。

次に議第20号、平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第2号）までの予算額が7億4,726万6,000円でございます。今回、総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,726万6,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容は、平成21年度の執行調整等によるもので、分担金等収入の増額、使用料収入および繰入金の減額、各種負担金等の減額、事業費精査によります組み替えおよび執行残によります減額等でございます。

さらに、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、特定環境保全公共下水道事業4,250万円の繰越明許をお願いするものでございます。これにつきましては、西川地区での流域幹線への接続工事施

工にあたって、県道交差点における県施工流域下水道工事と同時期の施工となるため、道路管理者および流域下水道管理者との調整等に不測の日数を要するためでございます。

また、執行調整によります地方債の変更につきましても、補正措置をお願いするものでございます。

次に議第21号、平成21年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、現在お認めいただいております補正予算（第2号）までの予算額が5億5,769万9,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ909万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,679万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしまして、歳出では、決算見込みにより保険給付費の居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費、高額介護サービス費をそれぞれ増額、地域支援事業費の介護予防特定高齢者施策事業費、介護予防一般高齢者施策事業費をそれぞれ減額ならびに年度末を迎えて各予算額の最終調整をさせていただくものでございます。

歳入につきましては、決算見込みにより介護保険料の減額、額の決定により国、県、支払基金において交付金や負担金の減額、介護従事者処遇改善特例交付金を基金繰入金から一般会計繰入金に組み換えたことも含め、一般会計繰入金、前年度繰越金のそれぞれ増額でございます。

次に議第22号、平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、現在お認めをいただいております補正予算（第1号）までの予算額が7,914万9,000円でございます。今回、総額に歳入歳出それぞれ832万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,082万7,000円といたしたいものでございます。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入では、保険料の軽減制度の継続が決定したこと等により、収納額を精査し872万1,000円の減額、繰入金の事務費繰入金が73万3,000円、保険基盤安定繰入金が84万9,000円のそれぞれ減額、前年度繰越金が198万1,000円の増額でございます。

歳出では、総務費の一般管理費が23万9,000円、徴収費が49万6,000円のそれぞれ減額、後期高齢者医療広域連合納付金が758万7,000円の減額でございます。

次に議第23号、平成21年度竜王町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、平成21年度竜王町水道事業会計の第3条で定めました収益的収入および支出の既決予定額は、それぞれ3億415万5,000円でございます。今回、既決予定額から収益的収入につきまして300万円を増額し3億715万5,000円に、収益的支出を99万9,000円減額し3億315万6,000円に、また、第4条で定めました資本的収入の既決予定額4億5,680万円から6,100万円を減額し3億9,580万円に、資本的支出の既決予定額5億1,313万1,000円から1億350万円を減額し、資本的支出4億963万1,000円にさせていただくものでございます。

補正予算の内容といたしましては、収益的収入で営業外収益といたしまして、消費税及び地方消費税還付金300万円の増額、収益的支出で原水及び浄水費といたしまして、動力費75万円の減額、薬品費30万円の減額、配水及び給水費といたしまして委託料75万4,000円の減額、総係費といたしまして旅費33万4,000円の減額、通信運搬費20万円の増額、研修費36万1,000円の減額、資産減耗費といたしまして固定資産除却費130万円の増額、資本的収入で企業債2,500万円の減額、工事負担金3,600万円の減額、資本的支出で改良事業費といたしまして委託料350万円の減額、工事請負費1億円の減額であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足いたしますので、第4条括弧書きで定めております補てん財源につきましても改正させていただくものでございます。

また、第4条の企業債の減額に伴い、第5条で定めております限度額を2億9,000万円にさせていただくものです。

以上、議第8号から議第23号までの16議案につきまして提案理由を申し上げたところでございますが、議第16号および議第20号につきましては、詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長から、平成21年度竜王町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明があったわけでございますが、さらにその内容について、お手元配付の補正予算の概要により説明させていただきます。

まず歳入予算では、町税につきましては、個人町民税が5,300万円の増額、

法人町民税が1億2,000万円の減額、固定資産税が6,200万円の増額、町たばこ税が1,300万円の減額でございます。

利子割交付金が600万円、自動車取得税交付金が600万円のそれぞれ減額、農道改良工事での地元施工部分を分離したことによります農地有効利用支援整備事業地元分担金が260万8,000円減額、保育園保育料の増による保育所運営費負担金が132万5,000円の増額、国・県支出金につきましては、決算見込により、国保保険基盤安定国庫負担金が359万円、保育所運営費国庫負担金が529万2,000円、厚生年金加入者特例給付児童手当国庫負担金が108万円のそれぞれ減額、次世代育成支援対策交付金が108万7,000円の増額、子育て応援特別手当事業費国庫補助金が1,372万1,000円の減額、子ども手当準備事業費国庫補助金が367万5,000円の増額、道路新設改良事業にかかるまちづくり交付金が1,900万円の減額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金が総額3,501万8,000円の増額、国保保険基盤安定県負担金が489万4,000円の増額、保育所運営費県負担金が264万6,000円、福祉医療費県補助金が360万円、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金が399万7,000円、農地流動化推進対策事業費補助金が201万円、衆議院議員選挙費委託金が102万7,000円のそれぞれ減額、土地開発基金繰入金が1億5,000万円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金が317万円、国民健康保険事業特別会計（施設勘定）医科繰入金が97万3,000円のそれぞれ増額、前年度繰越金が5,827万1,000円、東近江行政組合からの中部ふるさと基金出資金返還金が9,000万円のそれぞれ増額、後期高齢者医療広域連合受託金が103万8,000円の減額、額の確定により市町村振興協会市町村交付金が1,064万1,000円の増額、埋蔵文化財発掘調査費が888万2,000円の減額、広域入所受託運営費負担金が293万2,000円の増額などがございます。

次に、歳出予算の主なものとしたしましては、職員の退職に伴い支払われる退職金について、今年度から勸奨退職での退職金と普通退職での退職金の差額をそれぞれ該当の市町が追加負担することとなっており、その差額分が確定しましたことによります573万6,000円の増額、また、執行見込みにより臨時職員賃金が170万円、指定統計調査委員報酬が150万円、老人福祉施設入所措置費が133万円のそれぞれ減額、介護保険特別会計繰出金が487万4,000円の増額、後期高齢者医療負担金が481万8,000円、後期高齢者医療特別

会計繰出金が158万2,000円のそれぞれ減額、新年度から施行されます子ども手当システム導入委託料が367万5,000円の増額、国の政権交代により執行が停止されたことによります子育て応援特別手当事業が事務費を含め、1,372万円、保育所運営費が524万7,000円、児童手当が500万円、新型インフルエンザワクチン接種費助成金が530万円、八日市布引ライフ組合負担金が255万2,000円、面的集積等交付金が262万5,000円、農地有効利用支援整備事業が271万5,000円のそれぞれ減額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した町道小口八重谷線舗装改良工事が2,340万円の増額、決算見込みにより下水道特別会計（公共下水道）繰出金が2,743万1,000円、まちづくり交付金事業が5,358万9,000円、消防団運営事業が100万円、額の確定により東近江行政組合消防負担金が254万8,000円、防災資機材整備事業が164万2,000円、竜小低学年棟トイレ改修工事が296万5,000円のそれぞれ減額、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した竜小高学年棟防水改修工事が1,459万5,000円、西小・西幼でのプールサイド補修工事が714万5,000円、西小での高圧電気引込改修工事が105万円のそれぞれ増額、埋蔵文化財発掘調査受託事業が888万2,000円の減額、償還利子が330万円の増額、一時借入金利子が100万円、繰上償還補償金が2,552万7,000円のそれぞれ減額、翌年度以降の財源留保として財政調整基金積立金が1億9,940万円、減債基金積立金が5,002万円、教育厚生施設等整備基金積立金が1億2,970万円のそれぞれ増額、人件費補正が209万7,000円の減額などがございます。

次に、繰越明許費でございますが、平成21年度中に事業執行を予定しておりましたものの、一部の事業におきまして事業の執行に調整を要したこと、ならびに国の緊急経済対策に急遽対応することにより年度内執行が困難となり、平成22年度に繰り越して事業執行をいたすものでございます。

したがって、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費として、やまびこグループホーム施設整備補助事業が500万円、子ども手当システム導入委託事業が367万5,000円、観光ガイドマップ作成事業が58万8,000円、道路新設改良事業（町道小口八重谷線舗装改良分）が2,340万円、竜王町都市計画区域区分見直し事業が210万円、まちづくり交付金事業（町道小口八重谷線歩道拡幅分）が3,451万3,000円、防災情報通信設備整備事業が181万円、竜王小学校高学年棟防

水改修事業が1,459万5,000円、竜王西小学校プールサイド補修事業が798万円、竜王小学校・竜王西小学校理科教育等設備整備事業が77万7,000円、竜王中学校理科教育等設備整備事業が28万9,000円、竜王西幼稚園プールサイド補修事業が21万5,000円について、繰越明許措置をお願いするものでございます。

また、地方債補正といたしまして、事業費が確定したことにより道路新設改良事業債、消防防災設備整備事業債、小学校大規模改造事業債、臨時財政対策債の減額について、限度額の補正をお願いするものでございます。

また、債務負担行為補正といたしまして、中小企業が受けた融資について、返済猶予が行える中小企業円滑化法の改正を受けて、小規模企業者小口簡易資金貸付事業の期間の変更をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第16号、平成21年度竜王町一般会計補正予算第9号の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 引き続きまして、議第20号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。一般会計および特別会計の歳入歳出補正予算に関する説明書79ページからの下水道事業特別会計補正予算（第3号）の事項別明細書によりまして説明申し上げます。

まず、歳入の関係で主な項目についてご説明申し上げます。80ページの分担金について、大口事業所等からの一括納入に伴い、675万6,000円の増額、使用料について、農業集落排水での人数割の減少、公共下水道での大口事業所等の排水量減および水洗化世帯における基本水量内での使用量に伴い、合わせて360万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、繰入金について事業精査等に伴い2,786万1,000円の減額、繰越金について2,231万5,000円の増額、町債について、補助対象事業費に対する借入限度額精査に伴い、特定環境保全公共下水道事業債440万円の減額、県事業の減によります琵琶湖流域下水道事業債320万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、歳出の関係で主な項目について、ご説明申し上げます。82ページ、農業集落排水事業費の一般管理費につきまして、料金お知らせハガキ等の郵送料10万円の減額、施設管理費につきましては、執行調整等によります電気料および

修繕費 32 万円の減額、マンホールポンプ警報装置において、試用期間内で対応できたため、電話代 10 万円の減額でございます。

公共下水道事業費の一般管理費につきましては、3 年以内に水洗便所へ改造された場合の奨励金 52 万 5,000 円の減額、料金徴収に伴う再振替および再請求にかかる郵送料 24 万円の増額でございます。

次に、施設管理費につきましては、事業精査および執行残によります修繕費 332 万 5,000 円の減額、事業精査によります委託料 42 万円の減額でございます。

次に、管渠築造費につきましては、事業費精査によります組み替えでございますが、特環公共下水道測量試験業務委託料 920 万円の増額、工事費の入札執行残等によります 67 万 8,000 円の減額、琵琶湖流域下水道事業負担金の確定によります 316 万 3,000 円の減額、事業費精査および執行残によります水道移転補償費 852 万 2,000 円の減額でございます。

次に、公債費につきましては、前年度債を民間金融機関から借り入れた分に対して、今年度、利息が発生しないため、420 万円の減額をさせていただくものでございます。

次に、議案書の 52 ページ、第 2 表の繰越明許費の関係でございますが、特定環境保全公共下水道事業の 1 億 2,592 万円の内、4,250 万円を繰越明許としてお願いするもので、内容といたしましては、西川地区の流域幹線への接続工事および希望が丘地区の舗装本復旧工事等の繰越で、県道交差点における県施工流域下水道工事と同時期の施工となるため、道路管理者および流域下水道管理者との調整等に不測の日数を要するためでございます。なお、執行完了予定といたしましては、9 月末の予定をいたしております。

次に、議案書の 53 ページ、第 3 表の地方債の関係でございますが、地方債の限度額を、公共下水道事業で 440 万円を減額し 1 億 3,690 万円、流域下水道事業で 320 万円を減額し 6,460 万円とさせていただくものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第 20 号、竜王町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。ここで午後 3 時 40 分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 30 分

再開 午後 3 時 40 分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 次に、議第24号から議第33号までの10議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議第24号、平成22年度竜王町一般会計予算につきましては、一般会計予算の総額は、歳入歳出総額それぞれ47億4,200万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと総額で1億5,500万円の減、率にして3.2%の減となるものでございます。

本年度予算に係ります基本的な考え等は、先ほど述べました行政執行方針のとおりでございますが、新規事業など主な内容につきまして、政策の大綱別に申し上げますと、「安心して暮らせる安心・安全のまちづくり」といたしましては、ライフラインと消防防災体制の強化が重要であると考えており、本年度は、ライフライン確保のため、昨年度に引き続き、橋梁点検の実施、消防防災体制の整備について、自治会での防火水槽設置に係ります支援を行いたいと考えております。

また、児童・生徒の通学時における交通の往来が多い交差点や不審者が多く発生した通学路等での見守り活動について、学校安全推進員を設置して安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

「快適でうるおいのある生活環境づくり」といたしましては、平成20年度より進めてまいりましたまちづくり交付金事業として、タウンセンターにおける中核事業となります公民館コンバージョン事業やその周辺整備について予算計上しております。今後求められる住民活動の拠点、住民が集う場、憩いの場となるようハード面での整備だけでなく、ソフト面での支援も行いたいと考えております。

浄化槽設置整備に係る循環社会形成推進交付金いわゆる合併浄化槽設置整備事業費補助金の交付条件となっております生活排水対策推進計画について、引き続きこの補助事業に取り組んでまいりたいと考えますことから、この計画の策定業務委託、墓地緑化等環境整備モデル事業として地域での墓地の整備に伴う補助、地域グリーンニューディール基金事業を活用した環境監視活動、緊急雇用創出特別推進事業を活用した雪野山一帯の景色景観の保全整備、道路・河川等の公共用地等の環境面での管理を行いたいと考えております。

「地域に活力を与えるたくましい産業づくり」といたしましては、私がかねてより提唱しております「土産土法のまちづくり」を昨年に引き続き着実に進めて

まいりたいと考えております。

土産土法ビジネスサポート事業は、特産品産地育成事業等に係る報奨費の他に、直接、生産等に携わっていただける方の研修等を含め、その調査研究費を計上するものでございます。

みらいパーク竜王に業務委託を行い、農作業をサポート支援するための人員を配置させるアグリサポート支援事業、アウトレットパークの開業等により観光客、入込客数の増加がさらに見込まれますことから道の駅「竜王かがみの里」に委託して町の観光案内、観光ルート企画の情報発信を行うため人員の雇用として、ふるさと雇用再生特別推進事業を実施したいと考えております。

また、町内で商工業を営む方の支援・活性化の起爆剤となるようプレミアム商品券発行事業に係る助成も予算計上しております。

「健やかに暮らせる健康福祉のまちづくりと子育て支援」といたしましては、子どもから高齢者・障がい者に至るまでが健やかに暮らせるよう各事業を充実しながら取り組んでまいります。

高齢者対策につきましては、地域で成果を挙げております「おたっしや教室」に新たなメニューとして「いきいき百歳筋力アップ事業」を、万葉の里に委託して行いたいと考えております。

また、滋賀県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、肺炎球菌ワクチン予防接種費の助成を実施いたします。

健康増進事業として、生活習慣の変化等により増加傾向にあります乳がん・子宮がんの早期発見・早期治療を目的とした女性特有のがん検診を実施いたします。

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、子ども手当制度の創設に伴う子ども手当を支給してまいります。

さらには、安心して子どもを産み育てていただけるよう地域での子育て支援、まつぼっくり児童クラブや西っ子児童クラブへの委託等、町ぐるみで子育ての支援をしてまいります。

胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診につきましては、基本受診券14回分および妊婦健康診査追加受診券9回分を配布し、妊婦の健診費用の負担軽減を行ってまいります。

また、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、幼稚園での「預かり保育」については、子育て支援の観点から昨年度に引き続き、試行的預かり保育事業を実施いたします。

「新しい時代を拓く人づくり魅力ある町づくり」といたしましては、竜王町の将来にとって大きな財産であります子どもたちの育成に努めます。特に学校での児童・生徒の多様化してきている問題に対応していきたいと考えます。

問題を抱える子ども等の自立支援事業では、県の委託を受け、学校・園が連携して「困り感」のある子どもの早期発見・早期支援に努め、教育支援室事業では、児童虐待等様々な要因により社会的不適応を起こしている児童・生徒等への療育・教育支援を民間会社へ委託して人員を配置し、小学校1年生の児童が入学の際に引き起こす「小1プロブレム」と呼ばれる不適応に対応するため、すこやか支援員を配置し、学校不適応児童の多様な要因に対応するための別室設置および指導員の配置などを実施いたします。

また、本町の姉妹都市でありますスーセーマリー市の中学生受け入れ事業を実施いたします。

武道交流会館の新設に伴い、これらの管理経費についても予算計上をしております。

学校給食においても土産土法の考え方に基づく事業として、県の学校給食会の採択を受け、地場農畜産物利用拡大事業を実施し、本町らしい給食を児童・生徒に提供したいと考えます。

「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」といたしましては、文化財保護の取り組みとして、公民館コンバージョン事業により、今までの公民館機能だけでなく、あらゆる世代が集い、憩え、さらには、住民によるさまざまな活動の拠点となり得るような機能を併せ持つ施設にしていきたいと考えております。

第54回滋賀県人権教育研究大会が蒲生郡において開催されますことから、開催に必要な予算を計上するとともに、この大会の開催を通して、本町における人権意識の高揚を図りたいと考えております。

大規模開発に伴います埋蔵文化財発掘調査を実施し、その記録保存に努めます。併せて文化財に親しむ機会として企画展や公開講座なども実施し、広く啓発をしてまいります。

「行財政改革をすすめる揺るぎない町づくり」につきましては、住民皆さんとともに協働しながら自律する竜王町を創っていかなくてはなりません。

本年度策定いたします第5次竜王町総合計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間のまちづくりの計画で、竜王町の将来を見据えたまちづくりの指針となるものです。策定にあたっては、委員会において細部にわたるまで議論

を深めていただきたいと考えており、住民みなさまの声を反映した計画づくりを進めてまいります。

教育委員会では、それぞれの事務事業について、その管理および執行状況の点検・評価を行う教育委員会事務評価点検事業を行ってまいります。併せて、町全体といたしましても、これまでの行政と住民の関わり方について、現在の住民ニーズにあった視点から評価した新たな関係を再構築するとともに、職員においては、人事考課制度の導入を積極的に図り、行政経営の改革に取り組む所存であります。

以上が、議第24号、平成22年度竜王町一般会計に予算計上をいたしました重点的な取組の施策でございます。今後におきましては、国のさらなる行財政改革および地方分権改革の推進など地方を取り巻く環境が刻一刻と変化することが予測されますが、住民の皆様のためのまちづくりに議員各位の格別のご理解とご協力を賜りながら、鋭意取り組んでまいりたいと存じております。

次に議第25号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,900万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと6,300万円の増額で、率にしますと7.1%の増となるものでございます。

主な内容といたしまして、歳出では国保連合会負担金が連合会システム更新のため前年度より196万3,000円増額しております。

保険給付費では、前年度と比較しますと2,831万8,000円増額で、率にして4.9%の増となり、増加しております医療費を勘案したものでございます。

後期高齢者支援金等につきましては、高齢者の医療費が増加しているため1,075万4,000円の増額となりました。

介護納付金につきましては前々年度の精算の影響から356万9,000円の減額となりました。

共同事業拠出金につきましては、医療の高度化等により高額医療費の対象者が増加したことから2,220万9,000円の増額となりました。

歳入につきましては、歳出に対して国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、共同事業交付金をルールに従い適正に事務処理するとともに、歳出に見合う税率となるよう点検を行いながら、安定した財政運営に努めてまいります。また、税の公平性の観点からも、未納対策にも努めてまいります。

次に議第26号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）

予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、医科9,100万円、歯科5,400万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと、医科では500万円の増額で、率にしますと5.8%の増となるものでございます。歯科では、100万円の減額で、率にしますと1.8%の減となるものでございます。

医科および歯科におきましては、診療を中心に、疾病の早期発見・早期予防ならびに維持期を担う地域包括医療の拠点として取り組みます。さらに、健康推進ならびに福祉部門と連携し、保健事業や介護予防事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に議第27号、平成22年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと670万円の減額で、率にしますと95.7%の減となるものでございます。

老人保健医療制度は平成20年3月末日で終了いたしました。月遅れ請求や過誤・返戻等の請求があることから、制度終了後2年間は会計を存続させることとなっており、平成22年度をもって終了する会計でございます。平成21年度の実績からいたしますと、平成22年度にかかる医療給付費等は大幅に減少するものでございます。これに伴いまして、歳入予算につきましても、交付金や国・県支出金のルール分の減額でございます。

次に議第28号、平成22年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,400万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと200万円の増額で、率にして3.2%の増となるものでございます。

歳入といたしましては、給食負担金が6,138万4,000円、繰越金が1万円、諸収入として預金利子と消費税還付金で4,000円、繰入金として他会計繰入金260万2,000円を計上いたしております。歳出といたしましては、給食にかかる資材費等でございます。

次に議第29号、平成22年度竜王町下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,900万円と定めたものでございます。平成21年度の当初予算と比較いたしますと7,500万円、率にして10.4%の減となるものでございます。

農業集落排水事業につきましては、2地区2処理施設のさらなる効率的な維持

管理と、事業運営に努めてまいりたいと考えております。

一方、公共下水道事業につきましては、面整備の完了いたしました地区ごとに供用開始を行い、施設の維持管理に努めているところでございますが、平成22年度につきましても、さらに工事の完了した地区の供用開始を行い、皆様方のご理解、ご協力をいただきまして、水洗化の促進に努めてまいりたいと考えております。今後につきましては、概ね住居系の面整備も完了し、維持管理の時代となり、さらなる施設の維持管理の推進が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に議第30号、平成22年度竜王町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,700万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと2,800万円の増額で、率にして5.2%の増となり、増加しております保険給付費を勘案したものでございます。

歳出の保険給付費につきましては、要介護認定を受けられた方々の介護サービス等諸費や要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス等諸費、住民税非課税等の低所得者の方の施設利用に対する補足的給付としての特定入所者介護サービス等費で、2,960万円の増でございます。

地域支援事業費につきましては、介護予防事業費や包括的支援事業・任意事業費で、今年度は特定高齢者施策事業費における生活機能評価の実施方法を精査しましたことから、157万8,000円の減額でございます。

歳入につきましては、介護保険料が1億151万1,000円で、前年度に比べ281万8,000円の増額で、率にして2.9%の増と見込んでおります。

その他国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費の費用負担のルールに基づき収入額を見込んでおります。今後とも、介護保険制度を持続可能なものとし、適正な介護サービスが受けられるよう健全な財政運営を行い、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

次に議第31号、平成22年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,700万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較いたしますと200万円の減額で、率にしますと2.5%の減となるものでございます。

歳入の内容につきましては、後期高齢者の被保険者が納めていただく保険料が5,492万4,000円で、前年に比べて359万5,000円の減額となって

おります。

使用料および手数料が2,000円、町のルール分の負担金として一般会計からの繰入金で2,186万8,000円で、前年に比べ140万5,000円の増額、繰越金が1,000円、諸収入が20万5,000円となっております。

歳出につきましては、総務費が227万4,000円で、前年度に比べ44万円の減額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金が7,452万5,000円で、前年度に比べ175万円の減額、率にして2.3%の減となっております。これは、後期高齢者の被保険者が納めた保険料等を滋賀県後期高齢者広域連合へ納付するものでございます。

次に議第32号、平成22年度竜王町水道事業会計予算につきましては、収益的収入および支出の予定額を3億2,000万円、資本的収入の予定額を8,320万円、資本的支出の予定額を1億4,250万円と定めたいものでございます。

水道事業につきましては、経営の健全化と、施設の効率的な維持管理に努め、さらに、公営企業としての経済性を発揮するとともに、施設の改良を進め、安全で安心な水道水の供給ができるよう一層の努力をいたすものでございます。

次に議第33号も近江八幡市及び竜王町子ども療育事業に関する事務の事務委託に関し協議することについて議決を求めることにつきましては、本年1月の第1回臨時会において、近江八幡市および安土町の廃置分合により、平成22年3月20日をもって子ども療育事業に関する事務の事務委託を廃止する必要があるため、近江八幡市・安土町および竜王町の3者で当該事務委託の廃止に関する議案をお認めいただいたところではありますが、その時に平成22年3月21日からの竜王町における心身障がいおよび発達支援の必要な児童への療育事業については、合併後の近江八幡市に引き続き、その事務の管理および執行について事務委託することを申し添えておりましたが、今回それに係る協議が整いましたので、地方自治法第252条の14第1項の規定により、近江八幡市と竜王町の2者で当該事務委託に関する規約を定め、同条第3項において準用する第252条の2第3項の規定により関係市町それぞれの議会の議決が必要となることから、提案させていただくものでございます。

以上をもちまして、議第8号から議第33号までの26議案すべてにつきましてご説明を申し上げたところでございますが、議第24号・議第25号・議第26号・議第29号・議第30号および議第32号の詳細につきまして、順次、各

担当課長より説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） 松瀬総務課長。

○総務課長（松瀬徳之助） ただいま町長より、議第24号、平成22年度竜王町一般会計予算について提案理由の説明があったわけですが、さらにその内容について、お手元に配付いたしております平成22年度予算の特色等の資料に基づきご説明申し上げます。

まず、歳入予算の状況でございますが、町税が28億526万円で、前年度に比べ額にして4億5,600万円、率にして14.0%の減となっております。これは、急激な景気悪化により法人町民税が前年度に比べ額にして1億4,900万円、率にして42.6%、固定資産税が9,100万円、率にして4.9%、さらに制度改正に伴い町たばこ税が2億8,000万円、率にして73.7%のそれぞれ減によるものです。

地方譲与税につきましても、総務省推計値等により、前年度比500万円、率にして9.8%の減となっております。

地方特例交付金につきましては、住民税での住宅ローン控除実施に伴う減収補てんのための減収補てん特例交付金、平成21年度税制改正による自動車取得税交付金の一部を補てんするため、減収補てん特例交付金が創設された部分にかかる予算計上として、前年同様2,600万円を計上しております。

地方交付税につきましては、国において地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等により実質1兆円の増額はされましたものの、本町においては、過去の法人町民税の増収分、今年度の他の税の収入から試算しますと、普通交付税は6年連続の不交付と見込まれます。また、特別交付税につきましては、通常分に関しまして平成20年度からの経年措置として減額されるため2,300万円、率にして23.3%の減となります。

分担金及び負担金については、基幹水利施設管理事業にかかる地元分担金等の増額により、総額で6,482万6,000円、率にして5.7%の増となっております。

使用料及び手数料については、通園・通学自動車使用料、幼稚園保育料、戸籍住民登録手数料等により2,717万円となっております。

国庫支出金については、子ども手当負担金、まちづくり交付金事業にかかる都市計画費補助金の増等により4億276万1,000円と、前年度に比べ2億1

8万4,000円、率にして98.8%の増となっております。

県支出金については3億506万6,000円と、前年度に比べ6,951万3,000円、率にして29.5%の増となっております。これは、主に緊急雇用創出特別推進事業等の活用によるものです。

繰入金については、税収等の大幅な財源不足が生じることから、昨年引き続き歳入不足を補てんするため財政調整基金から3億3,665万円、公民館コンバージョン事業費に充当するため教育厚生施設等基金から6,000万円の繰り入れを行うなど、総額で3億9,832万6,000円と、前年度に比べ1億2,732万6,000円の増額、率にして47.0%の増となりました。

諸収入については、主に国営日野川地区土地改良事業助成金の減少により、前年度に比べ36.2%の減で8,805万3,000円となっております。

地方債については3億4,220万円で、前年度に比べ2,880万円の減額、率にして7.8%の減となっておりますが、これは消防防災設備整備事業債による消防自動車等の整備を終えたことによる減額でございます。

次に、歳出予算の状況では、財政的には非常に厳しい状況となったことから、事務事業すべてにおいてゼロベースでの視点に立った事業評価を行い、また、行政として確保すべき方へのセーフティネットは確保しながらも、今日の多種多様な住民ニーズに行政が応えていくという考え方は、場合によっては改め、「公共」について、住民もその役割を担うという考え方に基づいた予算編成に努めたものであります。

主な事業等を政策ごとに申し上げますと、まず、「安心して暮らせる安心・安全のまちづくり」でございますが、消費者行政活性化のために設置されました地方消費者行政活性化交付金を活用した消費被害防止に向けた啓発用品等が13万8,000円、道路照明灯・路面表示・交通安全施設設置工事にかかる交通安全施設整備事業が200万円、橋梁点検調査業務を含みます道路橋梁維持補修費が917万4,000円、希望が丘区での防火水槽設置に伴う支援として防災基盤整備事業が664万7,000円、児童・生徒の登下校時における交通の往来が多い交差点や不審者が多く発生した通学路等における見守り活動等を行うための学校安全指導員設置事業が419万7,000円、昨年度から特に増強を図っておりますスクールガード、子ども110番の家設置にかかる経費として通学安全対策事業が22万8,000円などでございます。

次に、「快適でうるおいのある生活環境づくり」でございますが、自ら考え自

ら行うまちづくり事業が950万円、西川自治会の公民館建設費用を含むコミュニティ助成事業が2,560万円、昨年度に引き続き山面地区における地籍調査事業費が577万9,000円、合併浄化槽設置整備事業補助金の交付条件となっております生活排水対策推進計画策定事業が130万円、西横関自治会での共同墓地整備に係る墓地等整備事業費補助金が467万6,000円、環境監視員設置、環境パトロール業務等の地域グリーンニューディール基金事業が400万円、水道事業補助金が2,379万3,000円、鳥獣による田畑への被害防止を図る有害鳥獣駆除事業が250万1,000円、緊急雇用創出特別推進事業を活用した雪野山保全整備業務委託が500万円、同じく道路・河川等公共用地管理業務が1,072万9,000円、松が丘バス停通路新設工事を含む町単独道路橋梁改良工事が1,727万8,000円、公民館コンバージョン事業およびその周辺整備等のまちづくり交付金事業が2億6,757万4,000円などがございます。

次に、「地域に活力を与えるたくましい産業づくり」でございますが、竜王で生産いたします食材に付加価値をつけて広く町外の方に発信していくことや広い意味での「竜王のまちの素材」を「まちづくり」に活かしながら「まち」の付加価値を高めていく取り組みを進めるために昨年引き続き、土産土法ビジネスサポート事業が521万2,000円、農繁期における農作業サポート支援業務を委託するアグリサポート支援事業が250万円、地元商工業者の活性化を目的としたプレミアム商品券発行事業補助金を含む商工振興対策事業が973万4,000円、道の駅「竜王かがみの里」に委託して町の観光案内・観光ルート企画の情報発信を行うため人員の雇用として、ふるさと雇用再生特別推進事業が283万9,000円などがございます。

次に、「健やかに暮らせる健康福祉のまちづくりと子育て支援」でございますが、障害者自立支援法における介護給付、訓練給付、補装具に係る扶助を行います自立支援給付事業が1億2,087万円、障がい者に対する相談支援体制の整備等にかかる支援、聴覚障がい者への情報の提供や社会参加の促進を図るための手話通訳者派遣サービスや東近江圏域共同事業委託等の地域生活支援事業が1,083万9,000円、障がい者等の社会参加促進助成事業に400万円、障がい児の春と夏休暇期間の有効な活用を図る障害児ホリデーサービス事業や障がい児学童クラブへの運営補助を行う障害児地域活動支援事業が396万8,000円、敬老のつどい開催事業補助金が250万円、地域で成果を挙げている「お

たっしや教室」に新たなメニューとして、いきいき百歳筋力アップ事業を万葉の里に委託する地域型在宅介護支援センター事業が523万4,000円、乳幼児医療費無料化や中学生まで入院費無料化をはじめとする福祉医療費助成事業が1億988万5,000円、西っ子児童クラブやまつぼっくり児童クラブへの事業委託にかかる放課後児童健全育成事業が1,270万5,000円、次世代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援する観点での子ども手当が2億4,791万円、地域自殺対策緊急強化交付金活用事業を含めた精神保健福祉事業が31万3,000円、女性特有のがん検診を含めた健康増進事業が1,073万円、75歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成が50万8,000円、妊婦健診に係る費用負担として23回分受給権を配布等により母子保健事業が1,026万6,000円などがございます。

次に、「新しい時代を拓く人づくり魅力ある町づくり」でございますが、ふるさと雇用再生特別推進事業といたしまして、教育支援室事業委託が251万8,000円、緊急雇用創出特別対策事業を活用してのすこやか支援員事業が181万円、別室登校対応指導員配置事業が529万7,000円、姉妹都市アメリカスーセーマリー市からの中学生受入事業が49万8,000円、専門の臨床心理士が中学校卒業後に進路が定まっていない者等への相談を受け、自立支援を促す問題を抱える子ども等の自立支援事業が149万4,000円、自治体国際化協会に加盟して行っておりました外国青年招致事業に代わって実施します外国語指導業務委託が535万5,000円、現在整備を進めております武道交流会館に係る社会体育施設管理運営費が444万9,000円、学校給食において、地元の農畜産物をできるだけ使用して竜王町らしいメニュー開発、そして、地元の農畜産物の流通を拡大させる土産土法の考え方も取り込んだ地場農畜産物利用拡大事業を含む給食センター管理費が1,320万3,000円などがございます。

次に、「生活を高める個性豊かな薫り高い文化づくり」でございますが、公民館教室・講座開設事業に136万3,000円、町内の山林に所在します山岳寺院などの遺跡の構造を正確に把握するための悉皆調査を実施します文化財調査事業が793万4,000円などがございます。

次に、「行財政改革をすすめる揺るぎない町づくり」でございますが、地域間競争が激化する中において今後求められる、地域・住民の力をさらに活かした「地域力」、行政のレベルアップによる確かな「行政力」を盛り込むこととなります。

町の最上位計画である第5次竜王町総合計画策定事業が425万7,000円、同計画審議会費が37万8,000円、また、教育委員会での事務事業について、その管理および執行状況の点検・評価、そして公表を行う教育委員会事務評価点検事業が8万6,000円などがございます。

最後に、「その他」といたしまして、知事選挙費が798万8,000円、参議院議員選挙費が853万3,000円、日野川流域土地改良区総代選挙費などをそれぞれ予算計上したものでございます。

続いて、第2表債務負担行為につきましては、小規模企業者小口簡易資金にかかる保証債務について、平成22年度から平成34年度までにおいて204万8,000円の範囲内での損失補償をお願いするものです。さらに、固定資産税の適正賦課のため、固定資産評価替調査業務として平成23年度から平成24年度までにおいて953万5,000円の限度額をお願いするものです。

次に、第3表地方債につきましては、高質空間形成施設事業について160万円、道路新設改良事業について500万円、既存建築物活用事業について7,850万円、公園整備事業について120万円、防災対策事業について490万円、臨時財政対策債について2億5,100万円の限度額をお願いするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議第24号、平成22年度竜王町一般会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 若井住民税務課長。

**○住民税務課長（若井政彦）** 続きまして、議第25号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算につきましては、その内容をご説明申し上げます。お手元の特別会計予算の説明書1ページ、事項別明細書からご覧頂きたいと思っております。

歳入ですが、国民健康保険税は3ページとなります。2億7,251万9,000円で、昨年と比較いたしますと96万円の減となります。

4ページの国庫支出金につきましては、療養給付費負担金として歳出の保険給付費等から福祉医療の波及増分を減額された額、老人保健拠出金・後期高齢者支援金・介護納付金のそれぞれおよそ100分の34を見込んでおります。

高額医療費共同事業負担金は、80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度ですが、その拠出金の国の負担分の4分の1を見込んでおります。これは県からも同額の補助がございます。

平成20年度から、各医療保険者へ特定健康診査が義務付けられました。その費用の国の負担分は120万1,000円で、昨年より3万円の増となっております。こちらの補助も県から同額の補助がございます。

次の財政調整交付金は、市町村間の財政不均衡を是正するものですが、保険給付費等の増嵩の影響から4,452万4,000円で、昨年より57万7,000円の増額となっております。

出産育児一時金補助金は、平成21年10月より出産育児一時金の額が4万円増額されたことに伴い、増額分の2分の1を国が補助することとなりましたので、16万円を計上しております。

5ページの療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費用として支払われるものでありますが、昨年度の当初予算では医療分のみの計上でしたが、今年度は医療分のほか前期高齢者分・後期高齢者分等も計上しましたので、6,920万4,000円、昨年より5,504万の増額となっております。

6ページの前期高齢者交付金は1億8,833万6,000円、昨年より233万6,000円の増となります。これは、65歳から74歳までの医療費について、国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、社会保険診療報酬支払基金が行います。

次の県支出金は、県の補助事業として実施する福祉医療の波及分での国庫補助の減額分を補てんするものとして、保険給付対策費補助金を64万8,000円予算計上しております。

嘱託徴収員の人件費の補助額の増加により、財政調整交付金が3,697万2,000円で、昨年より92万1,000円の増額となっております。

国庫支出金と同様に、高額医療費共同事業の負担金として拠出金の4分の1を見込んでおります。

特定健康診査等負担金も国庫支出金と同様に、県の負担分として120万1,000円を見込んでおります。

次に、共同事業交付金および保険財政共同安定化事業交付金は、1億2,027万2,000円です。これは高額な医療費となった場合に、県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整する制度であります。昨年より585万7,000円の増額となっております。

8ページの繰入金については4,174万4,000円で、一般会計からのルー

ル分の繰り入れのほか、国庫支出金で減額された福祉医療の波及分への繰り入れです。98万5,000円の増となっております。

繰越金については、前年度より346万3,000円の減を見込んでいます。

次に歳出でございます。11ページからご覧ください。

総務管理費が711万円でございます。国保連合会電算レセプト処理負担金等、一般事務経費でございます。今年度は国保連合会でレセプト審査支払システムを更新されることから、国庫支出金で補てんされますが、その費用負担が生じておりますことから、前年度より168万円の増額となっております。

次に、徴税費が311万9,000円でございます。嘱託徴収員の人件費に対する県支出金が増額されたことから増額分を計上したため、133万5,000円の増額となっております。運営協議会費を15万4,000円計上いたしております。

13ページからは、国保の本体部分であります保険給付費でございます。一般被保険者の療養給付費、就学後から70歳までの方ですと7割の現物給付であります。4億8,031万円、前年度より196万円の増を見込んでおります。退職被保険者療養給付費、これも就学後から65歳までの方ですと7割給付の分でございますが、6,567万円、前年度より3,160万円の増と見込んでおります。

また、高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費および退職被保険者等高額療養費は昨年度と比較して増額しておりますが、一般被保険者高額介護合算療養費および退職被保険者高額介護合算療養費の前年度実績から減額することとしたことから、前年度より301万円の減を見込んでおります。

14ページの葬祭諸費につきましては、支給額1件5万円で60万円、出産育児諸費の出産育児一時金については、産科医療保障制度加入医療機関での分娩だと支給額1件42万円で336万円を計上いたしております。

次に、後期高齢者支援金等ですが、各保険者が後期高齢者の医療費用の12分の4を支援するものであり、社会保険診療報酬支払基金が取りまとめとなります。本年度は1億1,784万7,000円を見込んでおります。

16ページの前期高齢者納付金等ではありますが、歳入でもありましたとおり、65歳から74歳までの医療費について国民健康保険と被用者保険での医療費負担の不均衡を各保険者の加入数に応じ調整する仕組みであり、国民健康保険者としての負担金として33万7,000円の予算計上をいたしております。

老人医療拠出金につきましては502万円で、前年度比200万円の増額となっており、これは、後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年3月診療分の精算や月遅れ、過誤返戻等による拠出金が必要であるため計上となりました。

介護納付金であります、5,102万8,000円を計上、これは国民健康保険税の介護納付金分と国県支出金などを合わせて支払基金へ納付するものです。本来、介護保険の利用者の増加や介護報酬の増加に伴い納付金も増加するものですが、平成20年度分の精算を計上してあるため、前年度と比較して356万9,000円の減額となっております。

次に、共同事業拠出金が1億3,149万8,000円で、前年度より2,220万9,000円の増と見込んでおります。このうち80万円以上の高額な医療費に対して県内各市町があらかじめ負担しておいた拠出金を財源として費用負担を調整するための高額医療費共同事業拠出金は、平成22年度の負担分として2,955万2,000円となります。ただし、財源の一部として国・県が4分の1ずつ持っているものです。

また、30万円を超え80万円未満の医療給付が対象となる保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、県内市町の拠出金を財源として支給される制度ですが、1億192万3,000円を計上しております。

17ページの保健事業費については、国保の保険者として40歳以上の被保険者について特定健康診査等の実施が義務づけられましたことで、特定健康診査等実施計画により健診受診率向上に努めるとともに、国保若年層の健康診査についても実施してまいりますことから、特定健康診査等事業費が1,039万1,000円、保健衛生普及費が454万3,000円を計上いたしました。

次に20ページの繰出金ですが、歳入で国から収入しました特別調整交付金を施設勘定予算へ、歯科保健センター事業100万円、医療用機材購入補助金105万円をそれぞれ繰り出すものでございます。

今後も、住民皆様の健康づくりや保健事業の推進と広報を通じての情報提供など健康づくりの支援をさせていただき、もって、健康寿命の進展と医療費の適正化に努め、国保財政健全運営にさらに努めたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、議第25号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

続きまして、議第26号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施

設勘定) 予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書の25ページをご覧くださいと思います。

医科につきましては、27ページの診療収入、外来収入は診療所の運営の根幹をなす診療報酬収入ですが、8,382万3,000円とするもので、介護サービス収入は介護保険サービスを提供したことによる報酬収入で、20万3,000円を計上しております。

28ページ、使用料及び手数料は診断書の証明手数料と、次の財産収入は医科の財政調整基金の利子収入でございます。

事業勘定繰入金につきましては、医療機器等の整備が概ね整ったことにより、国庫補助金分の繰入金はございません。また、財政調整基金繰入金につきましては、診療所の外壁等修繕工事を行いますので、このことに伴う一般財源としての繰入金です。

歳出でございますが、31ページから33ページにかけて、診療施設の運営維持管理として総務費が5,078万円を計上いたしております。

医業費については、前年度実績を見据えて3,744万1,000円を計上しております。

医科診療所では、地域住民の健康保持増進と疾病予防、早期発見・早期治療に努めるとともに、保健・福祉・医療の連携を図りながら、地域に根ざした医療・保健事業に努めてまいります。

次に歯科でございますが、45ページの診療収入は診療所運営の根幹をなし、3,901万5,000円を計上し、介護サービス収入については63万5,000円を計上いたしております。

46ページの事業勘定繰入金の205万円は、歯科保健センター運営に対する国庫補助100万円と治療用診察台購入に伴う国庫補助金105万円の繰入金です。

次の一般会計繰入金につきましては、700万円でございます。

49ページから52ページの歳出でございますが、歯科診療所の運営維持管理費用として、また、町民皆様の歯科保健を担っております歯科保健センターの管理費として、3,999万円を計上しております。

次の医業費では、1,370万1,000円を計上いたしております。この中では、医療用機械器具費で診察台1台を更新いたします。

52ページ、基金積立金8,000円は基金の利子です。

公債費につきましては、一時金借入金利子として1,000円を計上しております。

本年度も、むし歯予防に効果が見られるフッ素塗布・フッ素洗口を継続し、「80歳になっても20本の健康な自分の歯を」という「8020運動」を目標に、保健センター、町内の歯科医院、医科診療所ならびに医療機関等との連携を図りながら、健康づくりは「健康な歯から」「治療より予防」を合言葉に、診療業務と併せて各ライフステージに合った歯科保健事業に努めてまいります。

以上、誠に簡単ではございますが、議第26号、平成22年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** この際申し上げます。会議時間を延長いたしますので、あらかじめご了承願います。

田中建設水道課長。

**○建設水道課長（田中秀樹）** 続きまして、議第29号 平成22年度竜王町下水道事業特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。議案書につきましては87ページと、特別会計の歳入歳出予算に関する説明書の73ページからでございますが、別に配付させていただいております提出議案説明資料の51ページ、「平成22年度竜王町下水道事業特別会計予算書の概要」に基づきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,900万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと7,500万円の減額となるものでございます。

歳入の関係でございますが、その主な収入といたしましては、分担金及び負担金としまして630万4,000円、これは平成22年度で新たに供用開始を行う地区の受益者分担金等でございます。

次に、農業集落排水および公共下水道の使用料といたしまして、1億5,265万8,000円を計上させていただいております。その内容としましては、農業集落排水が859万8,000円と公共下水道が1億4,406万円であります。

次に、県補助金として959万7,000円を計上させていただいております。その内容としまして、緊急雇用創出特別推進事業を活用し、昨年度から引き続き下水道台帳を作成するものでございます。

次に繰入金でございますが、一般会計からの繰入金3億1,117万4,000円を計上させていただいております。その内容といたしまして、農業集落排水事業分1,306万3,000円、公共下水道事業分2億9,811万1,000円の繰入をお願いするもので、前年度比較では1,594万6,000円の減額でございますが、これは工事費等の事業費減少からなる減額でございます。

次に町債であります。1億6,890万円を計上させていただいております。その内容といたしましては、特定環境保全公共下水道事業債1億840万円と琵琶湖流域下水道事業債6,050万円であります。前年度比較では3,290万円の減額となるもので、これは、工事費等の事業費減少に伴う減額でございます。

次に、歳出の関係でございますが、その主な支出といたしましては、農業集落排水事業の一般管理費および施設管理費といたしまして1,084万1,000円を計上させていただいております。前年度比較では、89万3,000円の減額となるものです。これは、事業費の減額によるものでございます。農業集落排水事業の内容といたしましては、電気代に198万1,000円、処理場等の管理委託料に703万3,000円でございます。

次に、公共下水道事業費の一般管理費および施設管理費といたしましては、1億1,295万5,000円を計上させていただいております。前年度比較では、1,634万2,000円の増額となるものです。これは、下水道台帳作成業務委託料および流域下水道維持管理負担金等の増額によるものでございます。

公共下水道事業の内容といたしましては、報償費が163万4,000円、人件費が902万9,000円、電気代が227万5,000円、委託料が1,873万6,000円、また、県に支払います流域下水道維持管理負担金が7,038万8,000円でございます。

次に、公共下水道管渠築造費といたしまして、4,128万5,000円を計上させていただいております。前年度比較としまして、1億202万4,000円の減額となるものです。これは、事業費の減額によるものでございます。その内容としましては、人件費が1,539万8,000円、庁費事務費に23万6,000円、流域下水道事業建設負担金が2,565万1,000円あります。

次に公債費でございますが、4億8,341万9,000円を計上させていただいております。前年度比較では、1,157万5,000円の増額となるものです。これは、昨年度繰上償還を行ったことによる元金償還金が増額となるものでございます。その内容としましては、農業集落排水事業債・公共下水道事業債・流域

下水道事業債の元金償還金が3億2,192万3,000円と、同利子償還金が1億6,119万6,000円、一時借入金利子が30万円であります。

次に、第2条の地方債の関係でございますが、議案書91ページの第2表に、地方債の限度額といたしまして1億6,890万円の予定をしているものでございます。

次に、第3条の一時借入金の最高額を5億円と定めているものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第29号、平成22年度竜王町下水道事業特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** 吉田福祉課長。

**○福祉課長（吉田淳子）** 続きまして、議第30号、平成22年度竜王町介護保険特別会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。事項別明細書93ページからご覧いただきたいと思っております。

95ページの保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者保険料で、日本年金機構などで年金から徴収されます特別徴収保険料や普通徴収保険料などで1億151万1,000円で、前年度に比べ281万8,000円の増となります。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金が9,780万5,000円、調整交付金が2,888万4,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が210万1,000円、包括的支援事業・任意事業が347万9,000円、それぞれルール分を計上しております。

96ページの支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料を原資に、介護給付費交付金が1億6,023万円、地域支援事業支援交付金が252万1,000円を計上しております。

97ページの県支出金は、介護給付費負担金が7,577万2,000円、地域支援事業交付金の介護予防事業が105万1,000円、包括的支援事業・任意事業が174万円、それぞれルール分を計上しております。

財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子15万円を計上しております。

98ページの繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れとして8,556万7,000円を計上しており、その内訳は、介護給付費繰入金が6,675万7,000円、その他一般会計繰入金が1,434万5,000円、地域支援事業繰入金の介護予防事業が105万円、包括的支援事業・任意事業が173万9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金が167万6,000円でございます。

います。

介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金につきましては、昨年度は基金繰入金として計上しておりましたが、今年度は一般会計を経由した形で計上しております。これは、主に平成21年度からの介護報酬改定に伴う保険料の上昇を抑制するために繰り入れるもので、保険料基準月額3,335円に対して48円の補てんとなります。また、基金からの繰入金として介護給付費準備基金繰入金518万1,000円を計上しております。

次に歳出でございます。101ページからご覧ください。総務管理費が110万3,000円、賦課徴収費が103万円でございます。また、介護認定に要する主治医意見書や認定調査委託費用、要介護認定申請に基づく認定調査や主治医意見書により要介護度を審査するために共同設置しております介護認定審査会への負担金を、介護認定審査会費として680万9,000円を計上しております。

103ページの保険給付費でございますが、要介護認定を受けられた方々の居宅介護サービス・施設介護サービス・地域密着型介護サービスなどの介護サービス等諸費が4億7,560万円、要支援認定を受けられた方々の介護予防サービス・介護予防サービス計画などの介護予防サービス等諸費が3,535万円、高額介護サービス等費が660万円、特定入所者介護サービス等費が1,405万円、高額医療合算介護サービス等費150万円、その他の保険給付費を含め全体で5億3,410万円を計上しております。

居宅介護サービスにかかる給付費が増加しており、全体としては2,960万円の増額でございます。

107ページの地域支援事業費につきましては、介護予防事業費が840万3,000円で、特定高齢者に対する介護予防教室や生活機能評価業務に係る委託料、一般高齢者に対する介護予防教室にかかる委託料などがございます。また、包括的支援事業・任意事業費が1,403万1,000円で、主に地域包括支援センター運営事業費でございます。

今後も、介護予防の観点を重視した保健福祉サービスの充実に努め、ご本人が自立して地域で安心して老後を送っていただけるよう支援をさせていただき、適正な介護保険の運営に努めたいと考えております。

以上、誠に簡単ではございますが、議第30号、平成22年度竜王町介護保険特別会計予算の概要を申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 田中建設水道課長。

○建設水道課長（田中秀樹） 続きまして、議第32号平成22年度竜王町水道事業会計予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

先ず予算書の1ページ、第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数が3,810戸、年間総配水量といたしまして178万 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量は4,300 $\text{m}^3$ を予定するものでございます。

さらに主な建設改良事業といたしまして、配水池の耐震補強、緊急遮断弁設置工事および配水管設置工事等を実施する計画でございます。その事業費といたしまして、1億2,443万4,000円を予定いたしているものでございます。

次に、第3条予算および第4条予算につきましては、提出議案説明資料56ページの予算の概要によりましてご説明いたします。

第3条予算の関係でございますが、収益的収入および支出の予定額といたしまして、3億円2,000万円と定めております。前年度と比較して2,000万円の増でございます。

収益的収入の内訳といたしまして、営業収益が2億9,475万1,000円でございます。その主な収入といたしましては、水道使用料が2億9,062万9,000円で、前年度比較では1,112万9,000円の増額でございます。

営業外収益につきましては2,524万9,000円で、その主な収入といたしましては、町補助金が2,379万3,000円で、前年度比較では799万3,000円の増額でございます。

次に、収益的支出の内訳といたしまして、営業費用が3億474万円でございます。その主な支出といたしましては、県水受水費が1億9,179万9,000円で、前年度比較では434万6,000円の増額でございます。これは、受水量の増加予定からの増額でございます。

減価償却費が3,799万9,000円、人件費が3,507万円、委託料が540万7,000円でございます。

その他の営業費用につきましては、ご覧いただいているとおりでございます。

営業外費用につきましては1,506万円で、その主な支出といたしましては、支払利息1,286万円等でございます。

次に、第4条予算の資本的収入および支出でございますが、資本的収入が8,320万円でございます。前年度と比較しますと、3億7,360万円の減額でございます。

次に、資本的支出といたしましては1億4,250万円でございます。前年度と比較しますと、3億7,063万1,000円の減額でございます。その主な支出といたしまして、建設改良費が1億2,443万4,000円でございます。これは、配水池耐震補強および緊急遮断弁設置等の工事に伴います設計監理委託料と工事費、さらに上水道の管路図整備システムの導入でございます。

次に、企業債償還金といたしまして1,806万6,000円でございます。これは、企業債の元金償還金でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして5,930万円の不足となりますが、これにつきましては、減債積立金、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額で補てんさせていただきます。

次に、予算書の2ページをご覧ください。第5条で企業債の限度額を6,000万円に、第6条で一時借入金の限度額を3,000万円に、第7条で議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費3,507万円、交際費2万円に、第8条で一般会計から受ける補助金といたしまして2,379万3,000円、第9条で棚卸資産の限度額を500万円に定めたものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議第32号、平成22年度竜王町水道事業会計予算の概要を申し上げ説明とさせていただきます。

○議長（寺島健一） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第29 議員派遣について

○議長（寺島健一） 日程第29 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。なお、緊急を要する場合は議長においてこれを決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長に報告していただくようお願いいたします。

本日の議事日程は、これで全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

散会 午後5時16分